

大田市
子ども・子育て
支援事業計画

平成27年度～平成31年度

.....



平成27年3月
島根県 大田市

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の法的根拠と位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 策定体制	3
1) 大田市子ども・子育て支援推進会議	3
2) 大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査の実施	3
3) パブリックコメントの実施	3
第2章 大田市の子ども・子育てを取り巻く現状	4
1 統計による大田市の状況	4
1) 人口・世帯数等の状況	4
2) 人口動態の状況	7
3) 婚姻と出生率の状況	8
4) 人口の将来推計	11
5) 就業の状況	12
2 大田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況	13
3 アンケート調査からみられる現状と課題	14
1) アンケート調査の実施概要	14
2) アンケート調査からみられる現状と課題	15
第3章 計画の基本理念	22
1 計画の基本理念	22
2 施策体系	23
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	24
1 子育て支援の推進	24
1) 地域における子育て支援サービスの充実	24
2) 保育サービスの充実	26
3) 仕事と子育ての両立の推進	28
4) 子育て支援ネットワークづくり	29
5) 経済的支援	30
2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	32
1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備	32
2) 家庭や地域の教育力の向上	34
3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	36
3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進	37
1) 児童虐待防止対策の充実	37
2) ひとり親家庭の自立支援の推進	39
3) 障がい児施策の充実	40
4 子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備	42
1) 子どもの安全の確保	42
2) 子育てしやすい生活環境の整備	43

第5章 重点施策の目標事業量と提供体制	44
1 重点施策の設定	44
2 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制	46
3 地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制.....	49
1) 利用者支援事業	49
2) 地域子育て支援拠点事業	49
3) 妊婦一般健康診査	50
4) こんには赤ちゃん訪問事業（乳児家庭全戸訪問事業）	50
5) 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業	51
6) 子育て短期支援事業	51
7) ファミリー・サポート・センター事業.....	52
8) ① 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）	52
8) ② 一時預かり事業（在園児対応型以外）	53
9) 延長保育事業	53
10) 病児・病後児保育事業	54
11) 放課後児童クラブと放課後子ども総合プランの推進.....	55
12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	56
13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	56
第6章 保育所等のあり方	57
1 公立保育所の再編成	57
2 公立保育所の施設整備	57
3 民間活力の活用	58
1) 指定管理者制度の導入	58
2) 民営化への移行	58
4 認定こども園への移行	58
5 認可外保育施設等の認可施設への移行	58
第7章 計画の推進に向けて	59
1 推進体制	59
1) 一般事業主行動計画や特定事業主行動計画との連携.....	59
2) 連携体制	59
2 進行管理	59
資料編	60
1 大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査結果概要.....	60
1) 就学前児童保護者調査	60
2) 小学生児童保護者調査	74
3) 中学生調査	79
2 大田市子ども・子育て支援推進会議条例	86
3 大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿	87
4 計画の策定過程	88

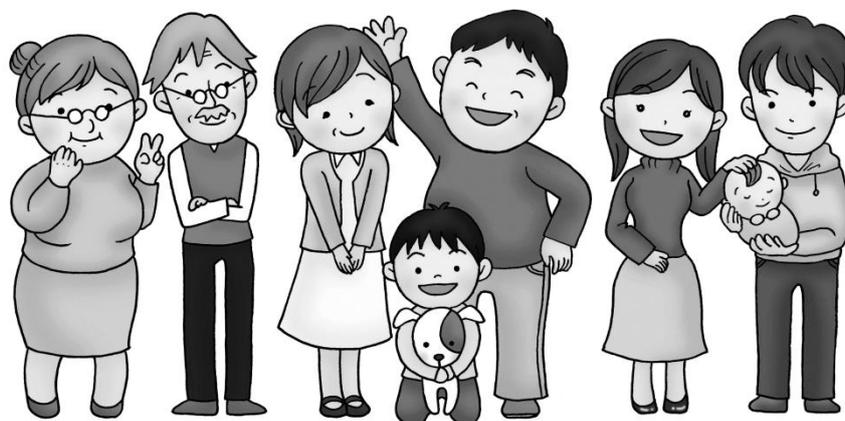
第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市の子育て施策の推進にあたっては、「大田市総合計画」を最上位計画としながら、「大田市次世代育成支援行動計画」やその他関連する計画とも連携を図りながら各種施策を展開してきました。

このような中、平成24年8月に、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする、子ども・子育て支援法などのいわゆる「子ども・子育て関連3法」が成立しました。

この計画は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うとともに、これまでの子育て支援や仕事と生活との調和実現に向けた取り組みをさらに推進していくために策定するものです。

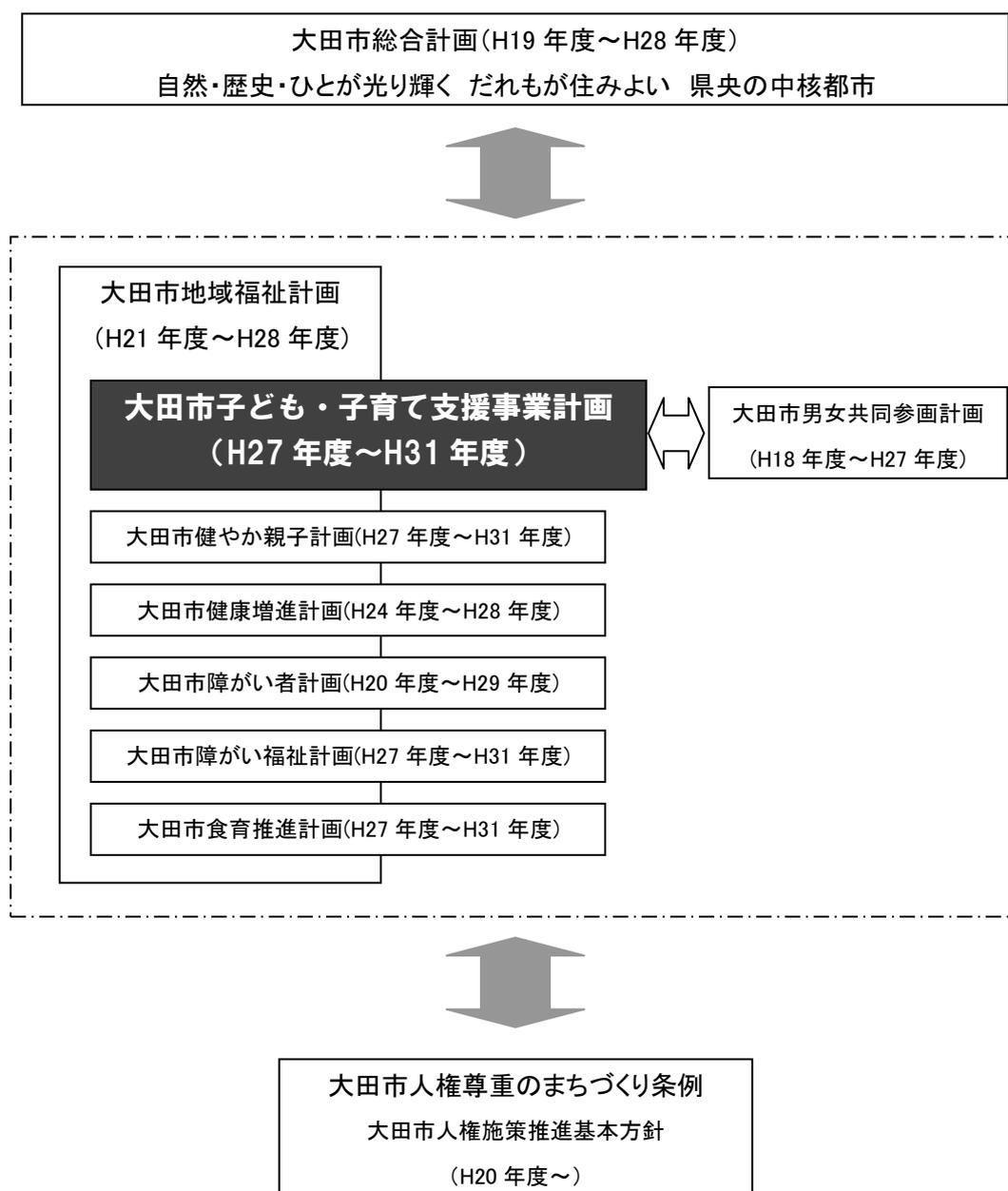


2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」として定めるものです。

併せて、改正次世代育成支援対策推進法に基づき、新たな取り組みもこの計画に定められました。さらに、本市の最上位計画である「大田市総合計画」や関連計画である「大田市地域福祉計画」、「大田市健やか親子計画」等と整合・連携を図るものとします。

■他計画との関連イメージ図



3 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成31年度までの5か年とします。計画最終年度である平成31年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

1) 大田市子ども・子育て支援推進会議

本計画の策定にあたって、大田市子ども・子育て支援推進会議を設置しました。

委員には、学識経験者をはじめ、子どもの保護者や幼稚園・保育所等事業所の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、教育・保育施設の利用定員の設定や子育て支援施策等の決定に際して貴重なご意見をいただきました。

2) 大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者の保育ニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、市の施策への意見等を把握するために、「大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査」を実施しました。

また、中学生の生活実態や結婚、子育てに対する意識等を把握するために、「中学生の日常生活と意識に関するアンケート」を市内の中学生を対象に行いました。

3) パブリックコメントの実施

市民の意見を幅広く聴取し、計画に反映させるため、平成27年2月に大田市ホームページ上で計画案を公表し、パブリックコメントを実施した結果、ご意見はありませんでした。

第2章 大田市の子ども・子育てを取り巻く現状

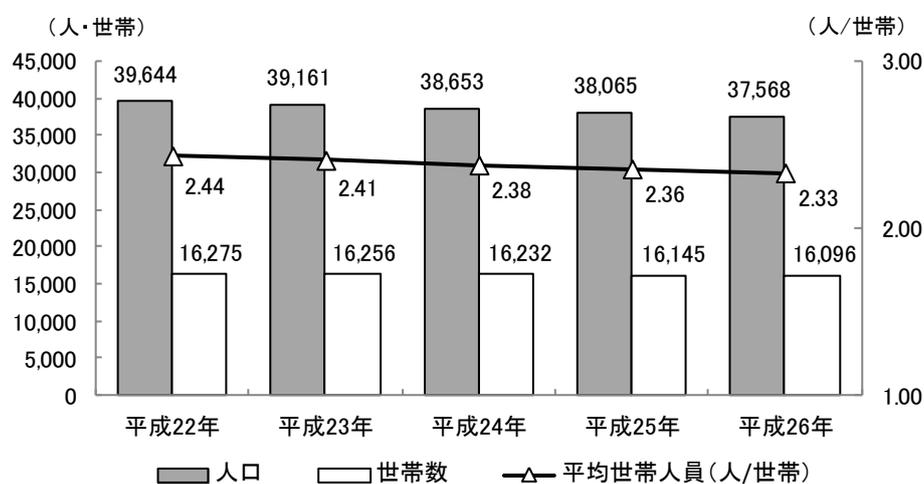
1 統計による大田市の状況

1) 人口・世帯数等の状況

① 総人口と世帯数

本市の人口は、平成26年では37,568人、世帯数は16,096世帯となっており、平成22年と比較すると人口は2,076人、世帯数は179世帯の減少となっています。また、平均世帯人員についても減少傾向にあり、平成26年では2.33人となっています。

■人口・世帯数の推移

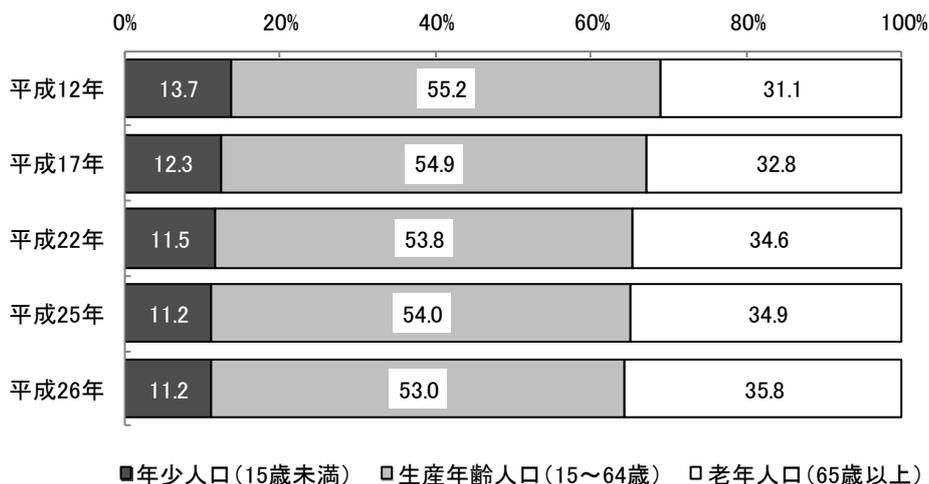


資料:住民基本台帳(各年3月末)

② 年齢3区分別人口比

本市の年齢3区分別人口比をみると、年少人口（15歳未満）、生産年齢人口（15～64歳）それぞれの割合は減少傾向にある一方、老年人口（65歳以上）の割合は増加しており、平成26年で35.8%と少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口比の推移

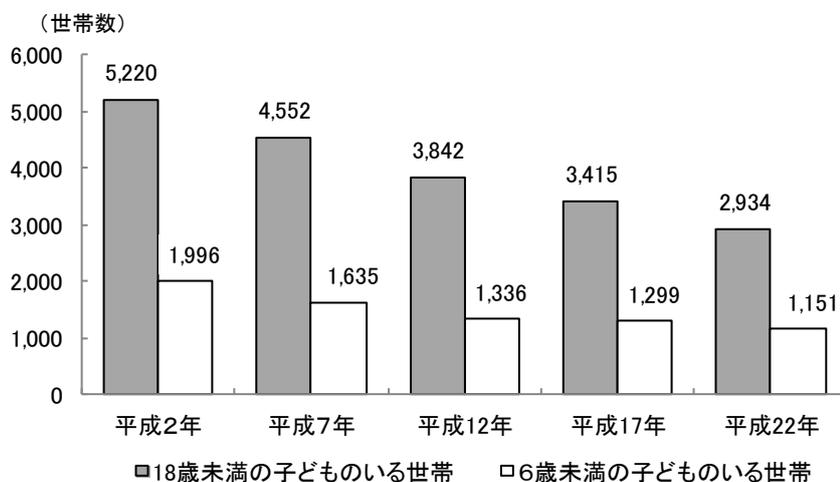


資料：国勢調査（平成12～22年） 住民基本台帳（平成25、26年 各年3月末）

③ 子どものいる世帯の状況

本市の18歳未満の子どもがいる世帯数、6歳未満の子どもがいる世帯数をみると、ともに平成2年以降減少傾向で推移しており、平成2年と平成22年を比較すると18歳未満の子どもがいる世帯が2,286世帯、6歳未満の子どもがいる世帯が845世帯の減少となっています。

■子どものいる世帯数の推移



資料：国勢調査

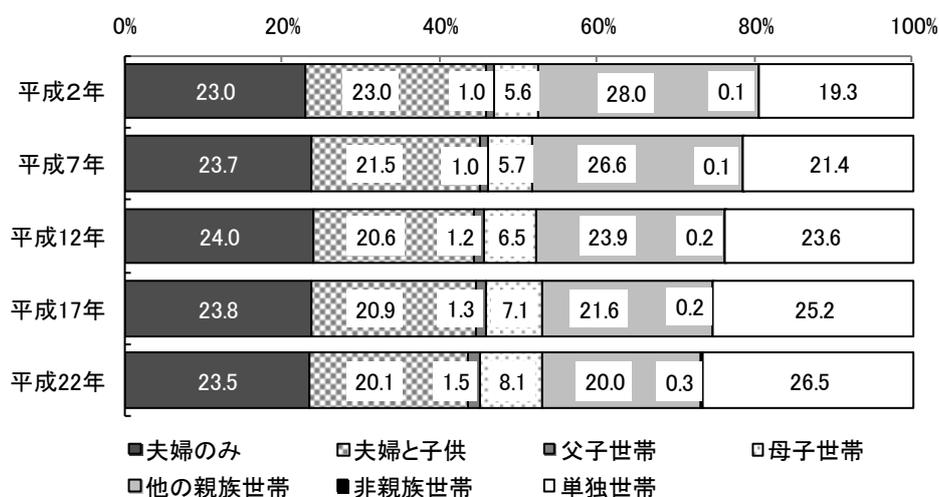
第2章 大田市の子ども・子育てを取り巻く現状

④ 家族構成の状況

本市の家族構成比をみると、単独世帯と母子世帯が増加傾向で推移しています。単独世帯では平成2年の19.3%から平成22年の26.5%と7.2ポイント増加しています。母子世帯では平成2年の5.6%から平成22年の8.1%と2.5ポイントの増加となっています。

ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯は平成22年現在で160世帯となっており、増加傾向で推移しています。父子世帯は30世帯前後で推移していますが、平成22年現在では19世帯となっています。

■家族構成比の推移



資料：国勢調査

■ひとり親世帯数の推移

単位(世帯)	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
母子世帯	109	133	148	160
父子世帯	29	30	30	19

資料：国勢調査

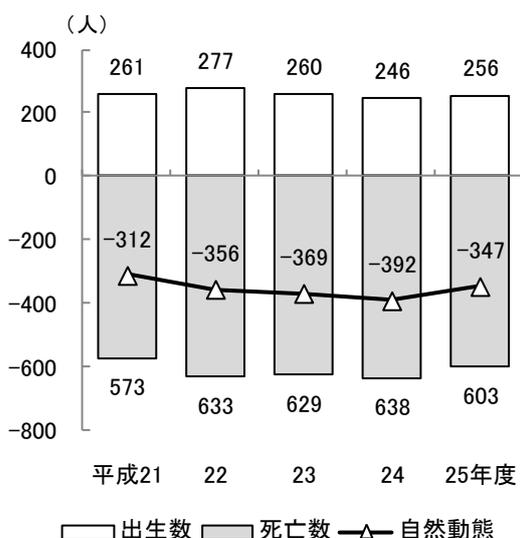
2) 人口動態の状況

① 自然動態※¹と社会動態※²

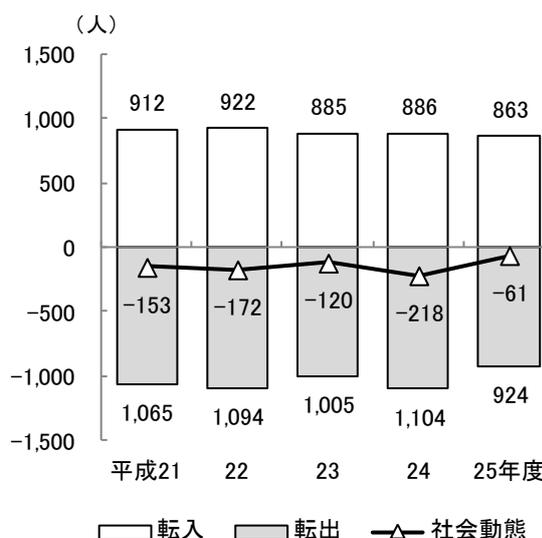
出生数、死亡数からみる自然動態は、平成21年度から平成25年度まで死亡数が出生数を大きく上回っています。

転入、転出からみる社会動態は、平成21年度から平成25年度まで転出が転入を上回っています。

■自然動態の推移



■社会動態の推移



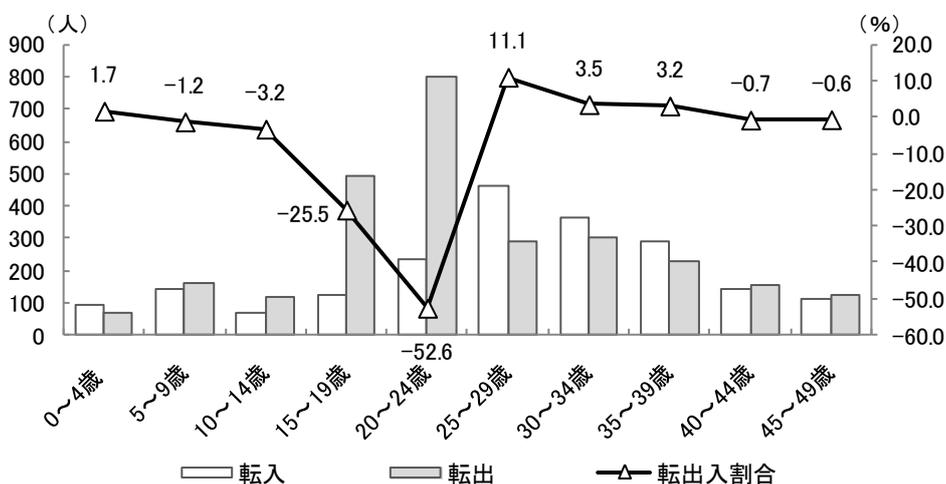
※1：自然動態とは、出生・死亡に伴う人口の動きのこと
 ※2：社会動態とは、転入・転出に伴う人口の動きのこと

資料：市調べ

② 年齢別社会動態（平成17年から平成22年の転入・転出）

年齢別に平成17年から平成22年の転出・転入の状況を見ると、15～24歳で転出が転入を大きく上回っており、25～39歳では転入が転出を上回っています。

■年齢別社会動態(平成17年から平成22年に至る転入・転出)



資料：国勢調査(平成22年)

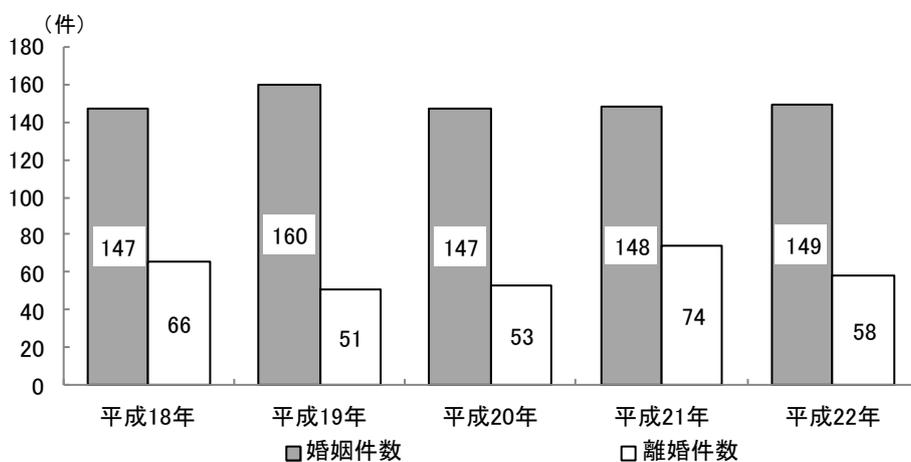
3) 婚姻と出生率の状況

① 婚姻数・離婚数

婚姻数は平成19年に増加しましたが、平成20年で減少し、以降横ばい傾向で推移しており、平成22年では149件となっています。離婚数は増減を繰り返しており、平成22年では58件となっています。

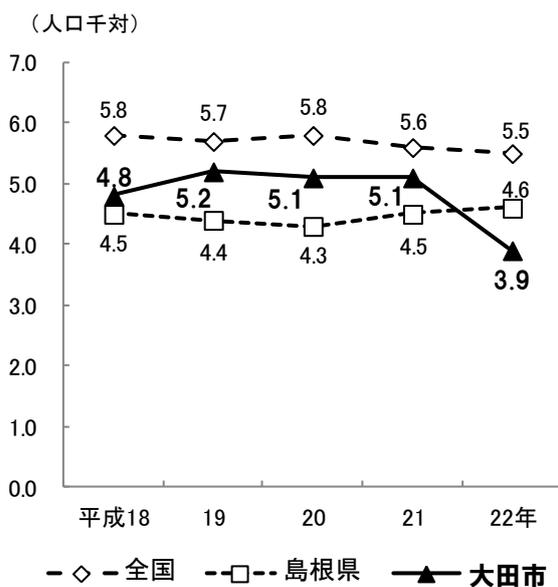
婚姻率は平成18年から平成21年までは全国よりも低く、島根県よりは高い状況でしたが、平成22年では島根県よりも低くなっています。離婚率は平成18年から平成21年までは全国や島根県より高くなっていましたが、平成22年では低くなっています。

■婚姻数と離婚数

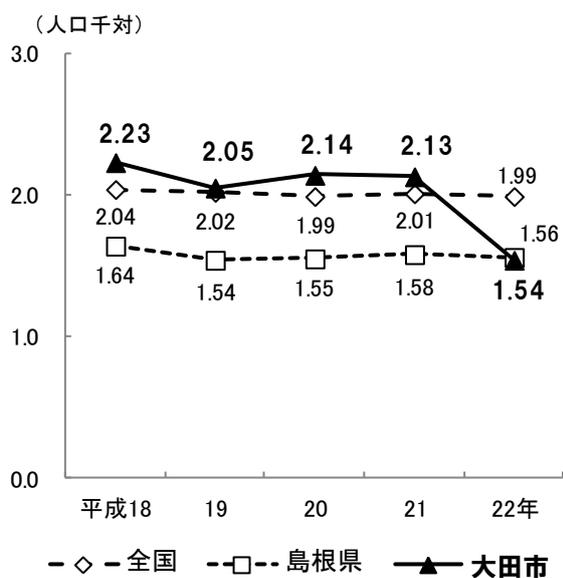


資料: 島根県保健統計書

■婚姻率の推移



■離婚率の推移



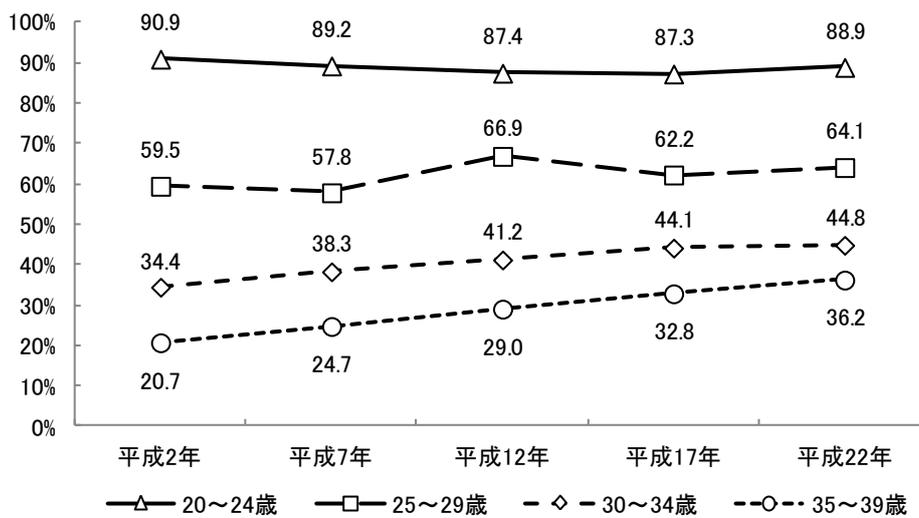
資料: 島根県保健統計書

② 男女別未婚率

男性の未婚率は、30～34歳、35～39歳では平成2年から平成22年まで増加傾向で推移しています。25～29歳においても概ね増加傾向となっています。

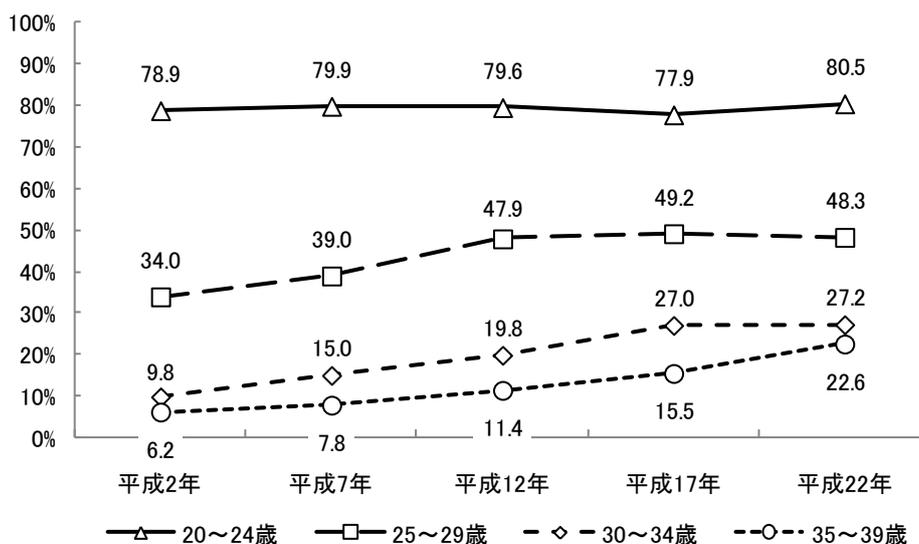
女性の未婚率は、25～29歳、30～34歳、35～39歳において平成2年から平成22年まで増加傾向となっており、晩婚化が進行していることがわかります。

■年齢別未婚率の推移(男性)



資料: 国勢調査

■年齢別未婚率の推移(女性)



資料: 国勢調査

第2章 大田市の子ども・子育てを取り巻く現状

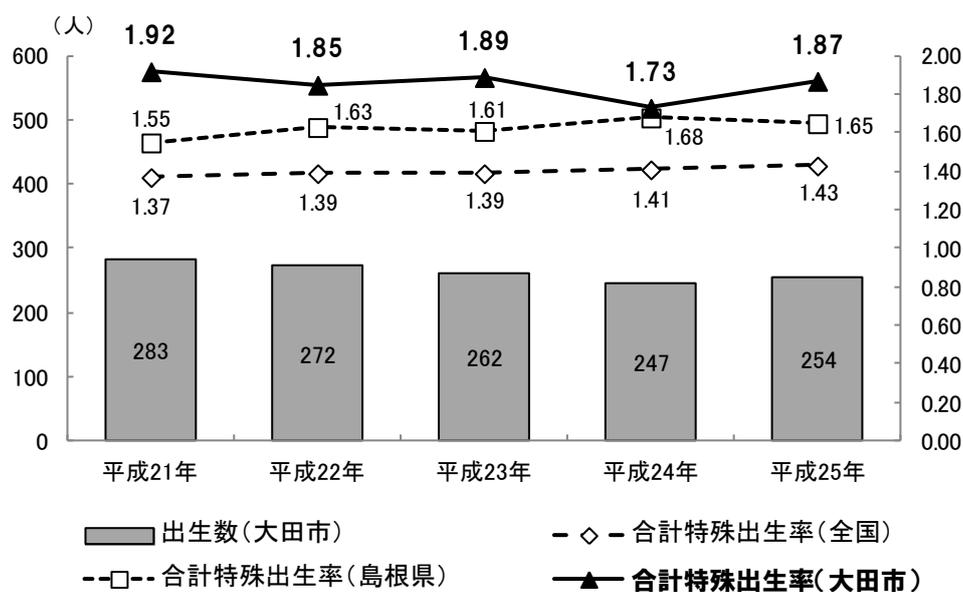
③ 出生数と合計特殊出生率※1

出生数は、平成22年より減少しており、平成24年では247人となっています。

合計特殊出生率は、全国や島根県と比較して高い値で推移していますが、人口維持に必要な2.07を下回っています。

※1:合計特殊出生率とは、1人の女性が生涯に産むとされる子どもの人数のこと

■出生数と合計特殊出生率

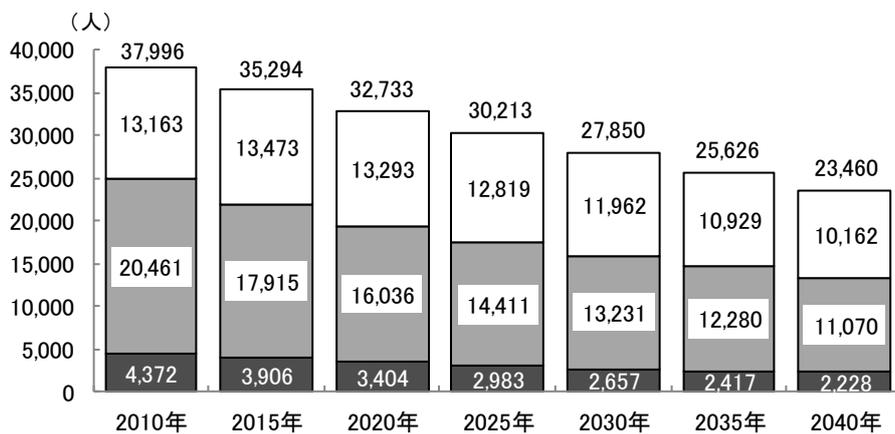


資料:人口動態統計

4) 人口の将来推計

国立社会保障・人口問題研究所によると、総人口の将来推計は減少傾向で推移し、2040年には23,460人と見込まれています。また、年少人口は2040年には2,228人と推計され、2010年と比べて約半数まで減少すると見込まれています。

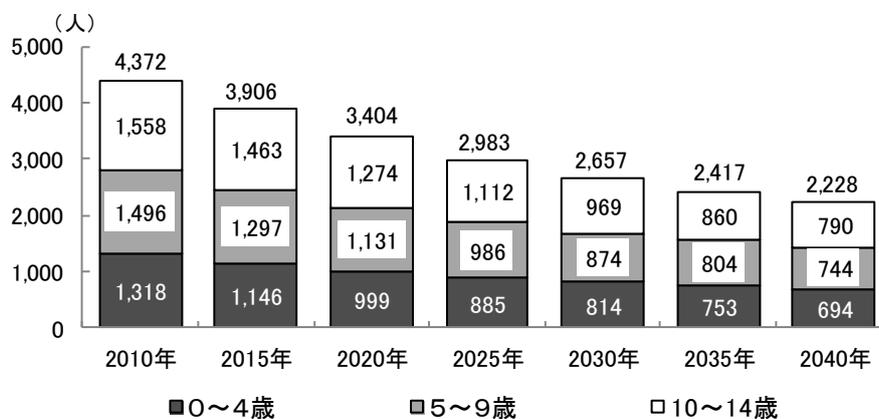
■総人口の将来推計



■年少人口(15歳未満) □生産年齢人口(15~64歳) □老年人口(65歳以上)

資料:国立社会保障・人口問題研究所

■年少人口の将来推計の内訳



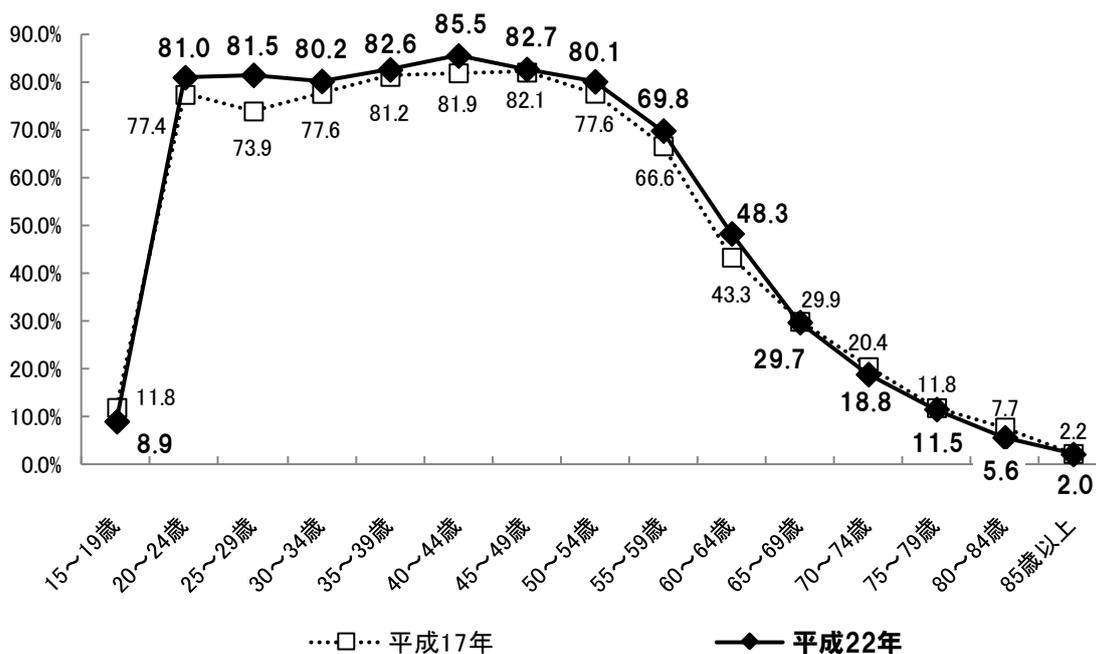
資料:国立社会保障・人口問題研究所

5) 就業の状況

① 女性の就業率

女性の年齢別就業率をみると、平成17年に比べ20～34歳までの女性の就業率が高くなっており、M字曲線が解消されています。また、20～44歳までの就業率は全国や島根県と比べても高くなっています。

■女性の年齢別就業率



単位 (%)	大田市		島根県	全国
	平成 17 年	平成 22 年	平成 22 年	平成 22 年
15～19 歳	11.8	8.9	10.5	13.7
20～24 歳	77.4	81.0	74.0	64.3
25～29 歳	73.9	81.5	79.3	73.0
30～34 歳	77.6	80.2	76.8	65.0
35～39 歳	81.2	82.6	78.0	64.2
40～44 歳	81.9	85.5	81.0	69.0
45～49 歳	82.1	82.7	83.0	72.8
50～54 歳	77.6	80.1	80.4	70.7
55～59 歳	66.6	69.8	70.5	61.8
60～64 歳	43.3	48.3	51.9	45.7
65～69 歳	29.9	29.7	33.3	28.5
70～74 歳	20.4	18.8	21.6	17.4
75～79 歳	11.8	11.5	13.6	10.3
80～84 歳	7.7	5.6	7.8	6.2
85 歳以上	2.2	2.0	2.9	2.5

資料: 国勢調査

2 大田市次世代育成支援行動計画（後期計画）の進捗状況

大田市の次世代育成支援を総合的に推進するための取り組みを定めた「大田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、全ての取り組み・事業に対して目標項目を設定しています（策定当時終了予定の事業を除く）。平成26年度が計画期間の最終年度となるにあたり、それぞれの取り組みや事業の進捗状況及び目標の達成状況、今後の課題等を把握し、「大田市子ども・子育て支援事業計画」に反映するため、平成25年度までの取組状況について評価を行いました。

「大田市次世代育成支援行動計画（後期計画）」では、7つの基本目標の下、25の基本施策を展開し、107の目標項目を掲げています。評価は目標ごとに、「達成」「改善」「維持」「未達成」としました。

その結果、下表のとおり「達成」「改善」が101項目となり、計画に掲げた取り組み・事業は概ね実施されました。

■目標項目達成状況集計結果

評価	目標項目	施策・事業名
達成 (目標を達成)	93	地域子育て支援センター事業、休日保育事業、大田市子育て団体連絡会、こんにちは赤ちゃん訪問事業、保育所保育料の負担軽減、エイズ予防・性教育事業、電話相談事業、大田市要保護児童対策地域協議会、乳幼児期の食育の推進、赤ちゃんふれあい体験事業、適応指導事業、スポーツ少年団育成事業、青少年健全育成のための状況把握、ファミリー向け公営住宅の供給促進、街路等の整備、防犯灯の整備推進、男女共同参画推進事業、「仕事と家庭両立支援」セミナー等の開催、登下校時の交通安全対策、子ども安全体制の推進、小地域ネットワーク活動推進協議会、母子自立支援員、障がい児者日中一時支援事業、延長保育事業、一時預かり事業(一時保育事業)
改善 (目標を上回っていないが、策定当時より状況が改善)	8	ファミリーサポートセンター事業【会員数】 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)【施設数、利用者数】 子育て拠点づくり事業、放課後子ども教室推進事業【実施箇所数】 病後児保育事業、大田市母子保健推進員制度 小中学生の囲碁教室【実施校区数】
維持 (目標を上回っていないが、策定当時の状況を維持)	4	育児支援家庭訪問事業、 幼児教育振興プログラムの策定、総合型スポーツクラブの設置、 母子家庭自立支援教育訓練給付金等支給事業
未達成 (目標を上回っておらず、策定当時より規模を縮小または状況が悪化)	2	長期休業等限定放課後児童クラブ 仕事と家庭両立支援推進事業
計	107	

3 アンケート調査からみられる現状と課題

1) アンケート調査の実施概要

子どもをもつ保護者の保育ニーズや中学生の生活実態、結婚や子育てへの意識を把握し、計画の基礎資料とするため、下記のとおりアンケート調査を実施しました。

区分	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査	中学生調査
調査地域	大田市		
調査対象	大田市在住で小学校就学前の子どもをもつ保護者	大田市在住で小学校に通う子どもをもつ保護者	大田市在住の中学生
調査基準日	平成25年12月1日		
調査期間	平成26年1月30日～平成26年2月18日		
調査方法(※1)	配布: 保育所を通じて、 または郵送 回収: 郵送	配布: 郵送 回収: 郵送	配布: 中学校を通じて 回収: 郵送
調査票配布数	1,234票	843票	896票
調査票回収数	656票	460票	301票
回収率	53.2%	54.6%	33.6%

※1 アンケート用紙での回収に加えて、アンケート用紙の表紙に記載した URL からインターネットを通じて回答することも可能な調査として実施

2) アンケート調査からみられる現状と課題

グラフの見方

SA：単数回答（選択肢からあてはまるもの1つを選択）の設問

MA：複数回答（選択肢からあてはまるもの全てを選択）の設問

N：集計対象者の総数

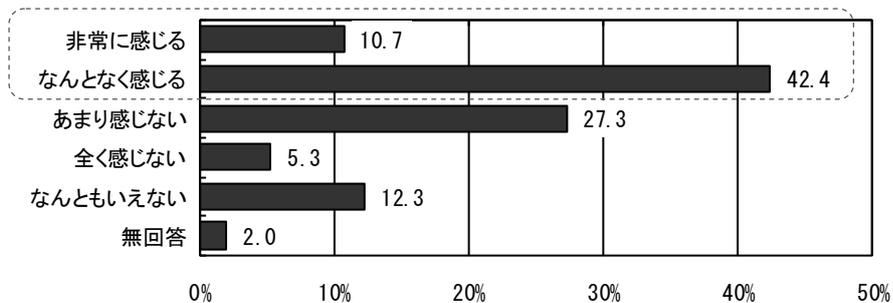
① 子どもをもつ保護者の不安感や負担について

就学前児童保護者に子育てに関して不安感や負担などを感じるかを聞いたところ、「非常に感じる」「なんとなく感じる」の合計が53.1%と過半数を占めています。日頃、子どもをみてもらえる親族・知人がいるかについては、「いずれもない」が6.6%となっているなど、核家族化や地域のつながりの希薄化が指摘される中、子育て中の保護者を地域や市全体で支援していく必要があります。

また、同じく就学前児童保護者に、日頃ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持っていると思うかを聞いたところ、平日については「持っていると思う」の44.5%に対して「あまり持っていないと思う」が52.0%で上回っており、子育てに対して時間的なゆとりを持っていない状況がみられます。

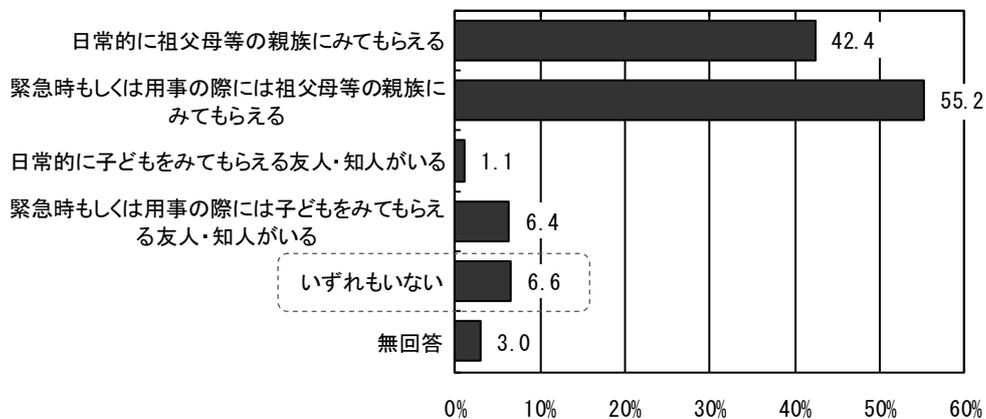
■子育てに関する不安感や負担について

(SA) N=656



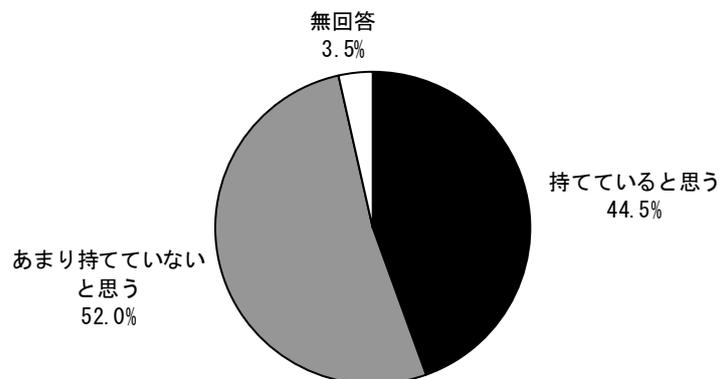
■日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

(MA) N=656



■日頃、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間について

(SA) N=656

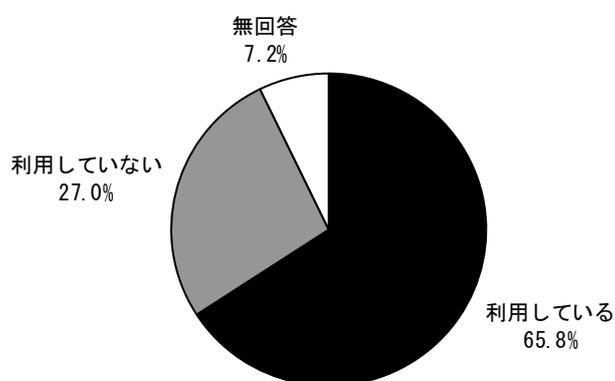


② 幼児期の教育・保育施設の利用状況について

就学前児童保護者に幼稚園や保育所（園）などの教育・保育事業を定期的にご利用しているかを聞いたところ、「利用している」が65.8%となっています。利用している事業の内訳としては、認可保育所（園）が78.0%と突出しており、幼稚園は9.7%となっています。

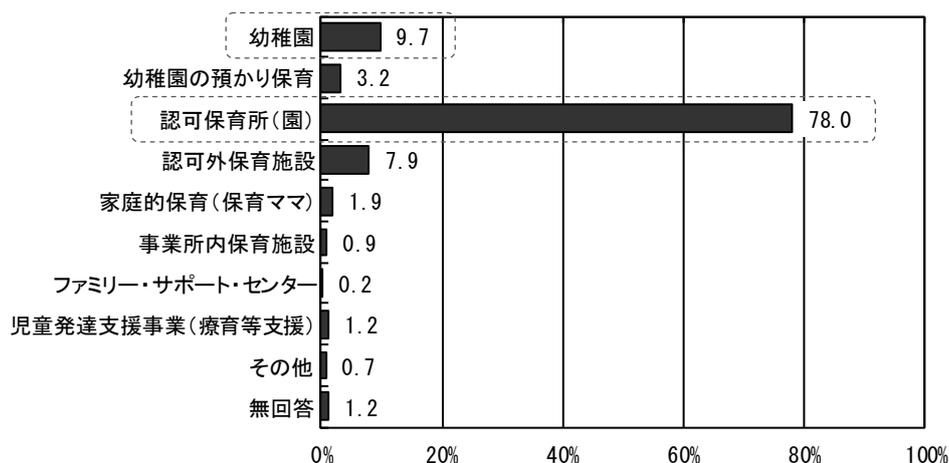
■幼稚園や保育所（園）などの定期的な利用について

(SA) N=656



■定期的にご利用している事業

(MA) N=432



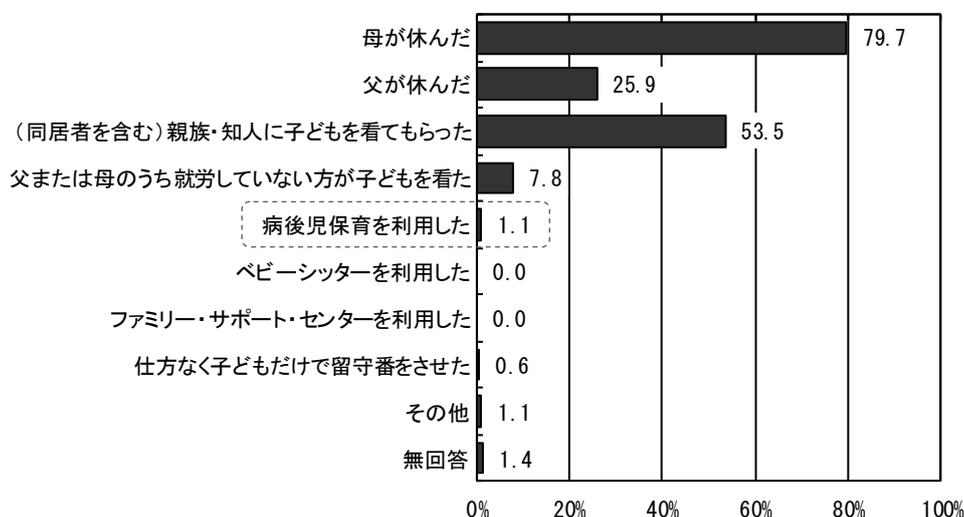
第2章 大田市の子ども・子育てを取り巻く現状

③ 地域子ども・子育て支援事業の利用状況と利用希望について

就学前児童保護者に子どもが病気やケガで普段利用している教育・保育事業ができなかった際の対処方法について聞いたところ、「病後児保育を利用した」は1.1%と低く、主な対処方法については、「母が休んだ」が79.7%、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもを看てもらった」が53.5%、「父が休んだ」が25.9%となっています。一方、「母が休んだ」「父が休んだ」と回答された方に、料金がかかっても、病後児保育を利用したいかについて聞いたところ、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が30.6%となっており、実際の利用状況と比べると非常に高い利用希望があることがわかります。

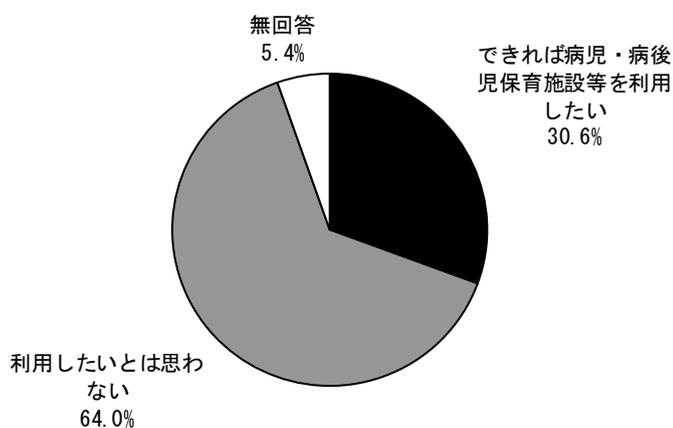
■子どもが病気やケガで通常の事業が利用できなかった際の対処方法

(MA) N=359



■病児・病後児のための保育施設等の利用希望

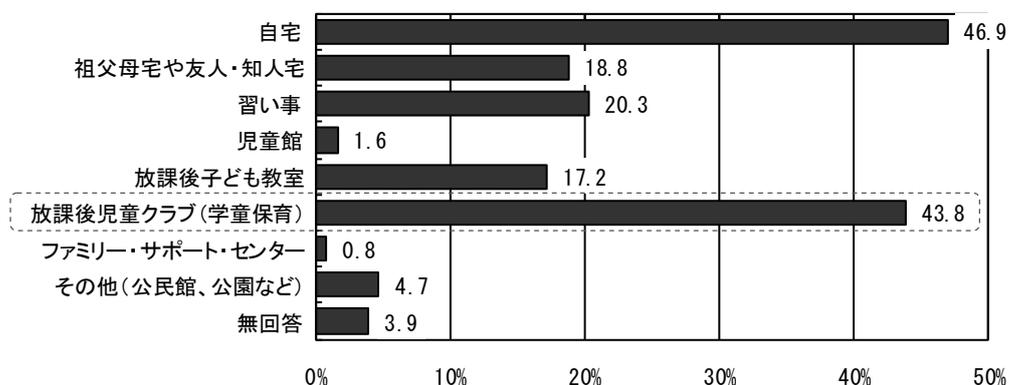
(SA) N=297



5歳以上のお子さんをもつ就学前児童保護者に小学校就学後の放課後の過ごし方について聞いたところ、小学校低学年（1～3年生）のうちは、「自宅」が46.9%、「放課後児童クラブ（学童保育）」が43.8%と、ともに4割を超えて突出しています。また、小学校高学年（4～6年生）になると、「自宅」が71.1%と過半数を占め、次いで「習い事」が41.4%、「放課後児童クラブ（学童保育）」は18.0%と、低学年のニーズと比較すると半分以下となっています。

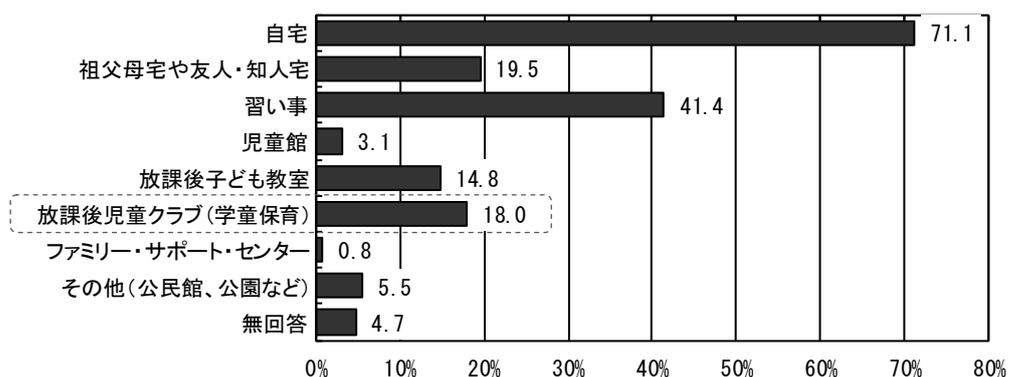
■小学校低学年（1～3年生）における放課後の時間を過ごす場所について

(MA) N=128



■小学校高学年（4～6年生）における放課後の時間を過ごす場所について

(MA) N=128

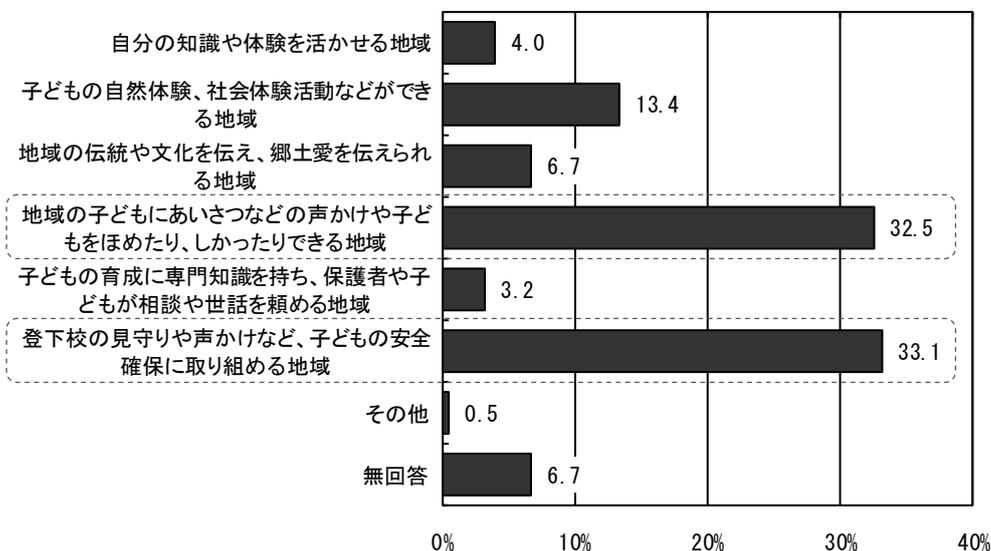


④ 地域での子育て支援について

就学前児童保護者に子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものについて聞いたところ、「登下校の見守りや声かけなど、子どもの安全確保に取り組める地域」が33.1%、「地域の子どもにあいさつなどの声かけや子どもをほめたり、しかったりできる地域」が32.5%で突出しています。また、ニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど、社会的生活を営むうえで困難を有する子ども・若者への支援をだれが担うべきかについて聞いたところ、「近所に住む大人や同年代の若者などの地域」が41.9%となっており、地域への期待がみてとれます。

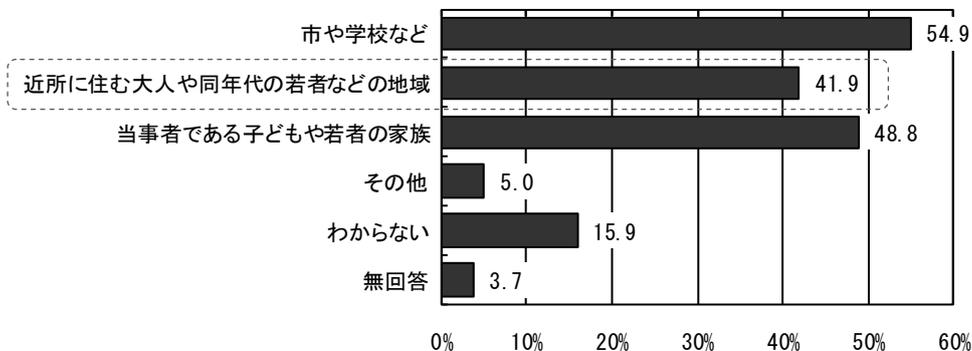
■子どもの健やかな育ちや子育てのために地域に求めるものについて

(SA) N=656



■社会的生活を営むことが困難な子ども・若者を支援する担い手について

(MA) N=656

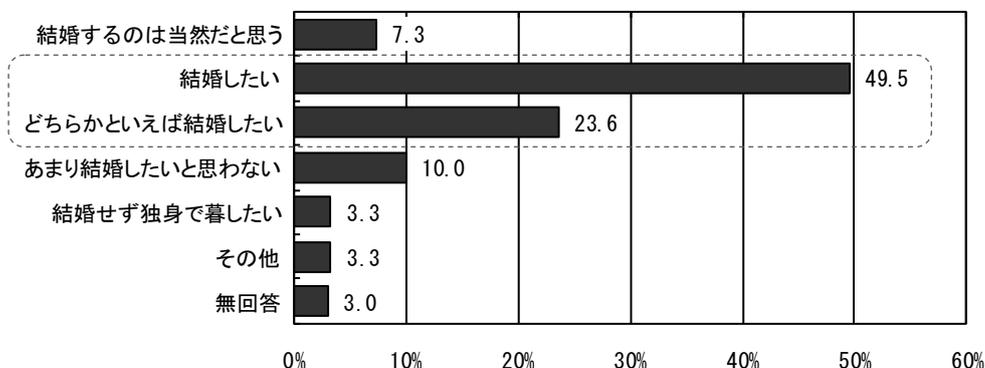


⑤ 中学生の結婚や子育てに関する意識について

市内の中学生に結婚や子育てに関する意識について聞いたところ、「結婚したい」「どちらかといえば結婚したい」の合計が73.1%と過半数を占めています。また、将来、結婚して子どもが生まれたときにどのような家庭をつくりたいかについて聞いたところ、「子どもの小さいときだけ女の人が家にいて、子どもが大きくなったら男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が42.5%、「男の人も女の人も働いて、一緒に家のことや子育てをする家庭」が37.2%と、ワーク・ライフ・バランスに対する意識をもち、将来の働き方や家庭のあり方などを考えている様子がうかがえます。

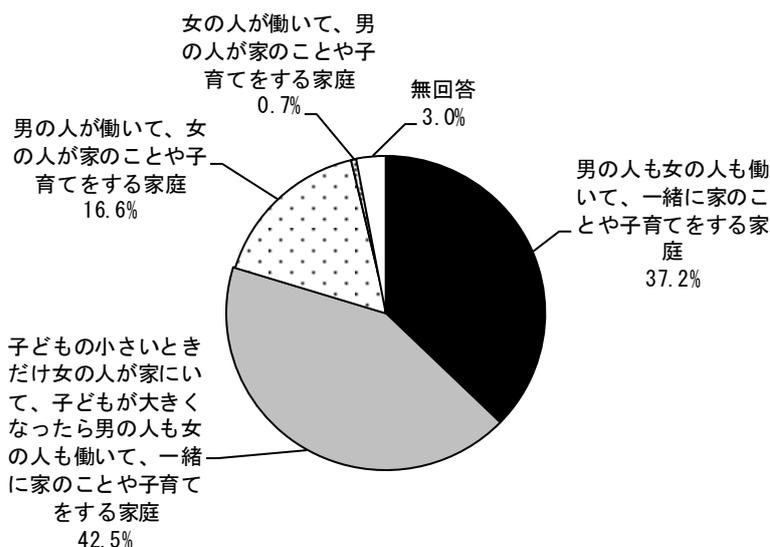
■結婚への考えについて

(SA) N=301



■将来、結婚して子どもが生まれたときにどのような家庭をつくりたいかについて

(SA) N=301



第3章 計画の基本理念

1 計画の基本理念

基本理念

**おおだで生まれ 育った“誇り”を みんなが抱けるまちへ
～地域の力を活かし、子育て家庭をささえます～**

子どもをもつ保護者の状況は年々変化しています。核家族化や地域のつながりの希薄さ、また、共働きの増加や経済状況の変化などもあり、孤立感や子育ての負担による不安を感じている保護者も少なくありません。

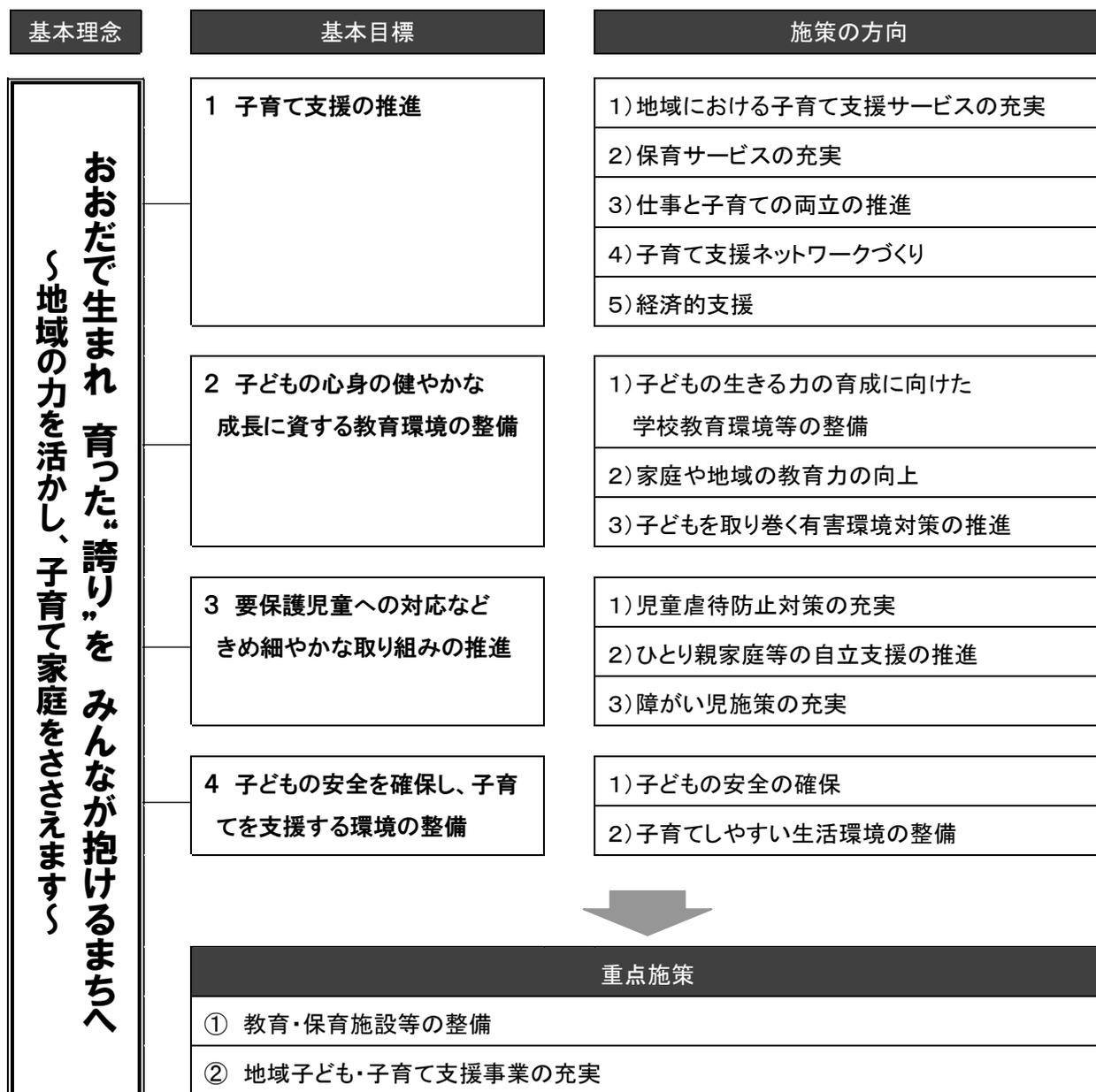
こうした状況の中で、子ども一人ひとりが個人として尊重され、他者との協調性をもちながら自ら主体的に考え行動できるよう育てて欲しい、また、歴史ある文化と豊かな自然環境のこの大田市で生まれ成長できたことを誇りとし、社会へはばたいて行って欲しいと願っています。

そのためには、私たち全ての大人が子どもを温かく見守り、保護者の子育てに寄り添えるような環境を整備することが大事です。

子どもを産み育てたいという個人の夢や希望がかなうような社会を実現するためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割をもちながら、連携・協力し、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支えあいの取り組みを進めるため、本計画の基本理念を「おおだで生まれ 育った“誇り”を みんなが抱けるまちへ ～地域の力を活かし、子育て家庭をささえます～」と定めます。

2 施策体系

基本理念を実現するために、4つの基本目標により施策の展開を行うとともに、本計画の重点施策として「① 教育・保育施設等の整備」、「② 地域子ども・子育て支援事業の充実」を掲げます。重点施策については、第5章で目標事業量と提供体制を記載します。



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

1 子育て支援の推進

1) 地域における子育て支援サービスの充実

施策の方向性

- ・子育て支援センターや子育てサロン、サークルなど、子育て中の親子が地域の方々と気軽に交流できる場を整備します。
- ・支援サービスの充実を図るため、地域で子ども・子育て支援を担う人材の確保を強化します。

現状と課題

- ・核家族化や地域のつながりの希薄化という状況は依然としてみられ、子育て中の親子が孤立しないよう、身近に相談できる場所や支援のできる体制づくりが求められます。
- ・本市では、ファミリー・サポート・センター事業を実施しているほか、子育て支援センターを市内3か所に設置しています。また、子育てサロンや子育てサークルが地域で活動し、子育て中の親子同士などが気軽に集う場として機能しています。一方で、ファミリー・サポート・センター事業において「まかせて会員（援助を行う人）」が不足するなど、地域で子育て支援に協力できる人材の確保が課題となっています。
- ・国でも「子育て支援員制度」の創設が進められるなど、地域における人材養成は福祉全般において課題となっており、本市においても取り組みを強化する必要があります。

実施事業

施策名	施策内容
ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人（まかせて会員）と育児の援助を受けたい人（お願い会員）で育児に関する相互援助活動を行っており、今後も会員数の増加やまかせて会員への研修等により、サポート体制の充実を図ります。 ★目標事業量等 P52 に記載
一時預かり事業	育児疲れの解消や急病、勤務形態の多様化に伴う個人的な用事等に対応するため、市内にある 17 の保育所において今後も継続して実施します。 ★目標事業量等 P53 に記載

施策名	施策内容
地域子育て支援センター事業	育児不安等に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など、子育て家庭に対する育児支援を市内3か所で実施します。 ★目標事業量等 P49 に記載
子育てサロン、サークル	子育て中の親子を中心とした地域住民が、気軽に無理なく自由に集い、子育ての相談や情報交換、趣味の活動等を通して子育てを楽しみ、仲間づくりを行う、ふれあい活動の場を提供します。
子育て拠点づくり事業	公民館、まちづくりセンター、保育所等と連携し、多様な世代が集まり地域ぐるみでの子育ての支援を行います。
しまね子育て応援パスポート事業	妊婦及び子育て家庭（18歳以下の児童のいる家庭）に交付されたパスポートを架け橋に、協賛店が独自の子育て支援サービスを提供することで、地域社会で子育てを応援します。
民生委員・児童委員制度	主任児童委員を配置して、地域における児童・妊産婦の福祉などに関する相談事業を行います。
こんにちは赤ちゃん訪問事業	訪問担当者（大田市母子保健推進員）が、生後2～4か月までの乳児がいる家庭を対象に全戸訪問をし、子育てについての相談や情報提供を行います。また、訪問の質の向上を図るための訪問員を対象とした研修も継続して実施します。 ★目標事業量等 P50 に記載
こんにちは赤ちゃん絵本事業	乳児健診（4か月）時に子育て支援センター職員から絵本を手渡し、読み聞かせの推進を行うほか、育児の相談の受け付けや子育て情報の提供を行います。



2) 保育サービスの充実

施策の方向性

- ・一人ひとりの子どもの育ちに目を向けながら、利用者の意向を踏まえた教育・保育サービスの充実、目標事業量の達成に努めます。
- ・教育・保育サービスへの多様な主体の参画を促進・支援します。
- ・今後も、子どもの健やかな育ちを支援し、保護者が安心して子育てができるよう、保育サービスの質の向上を図ります。

現状と課題

- ・保育サービスについては、“一人ひとりの子どもにとっての最善の利益”を考えるとともに、利用者の生活実態及び意向を十分に踏まえてサービスの提供体制を整備することが求められています。
- ・アンケート調査結果をみると、教育・保育事業の利用者のうち「認可保育所（園）」を利用している割合、また現在の利用の有無に関わらず「認可保育所（園）」を希望する割合がともに約8割と高くなっています。今後も、どの地域においても身近な場所で教育・保育が受けられるよう、地域型保育事業をはじめとして、多様な主体の参画による支援体制の整備を進めていく必要があります。
- ・その他の保育サービスについては、子どもが病気やケガの際に「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った割合が就学前児童で30.6%、小学校児童で15.8%と高くなっており、その際には「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が望ましいと回答した割合が高くなっています。また、親の通院や不規則の就労等の理由で一時的に利用する事業については、現在の利用状況が約1割である一方で、利用希望が約3割と高くなっています。
- ・本市では、延長保育や休日保育の実施、病後児の受け入れ体制づくり、おじいちゃん、おばあちゃん保育ボランティア事業の推進など、保育サービスの充実に向けて取り組んでいます。今後もアンケート調査等の利用ニーズを踏まえながらサービスの充実に努めるとともに、保育士の研修等への積極的な参加や就学に向けての円滑な連携など、保育の専門性や質の向上が求められます。

実施事業

施策名	施策内容
通常保育事業(保育所)	<p>保護者が共働きなどで、日中の保育を必要とする乳幼児を施設で保育します。今後も受け入れ先の確保に努めるとともに、保育士の資質や保育技術の向上のための研修参加など、保育士の専門性の向上を図ります。</p> <p>★目標事業量等P46に記載</p>

施策名	施策内容
延長保育事業	保育所が通常開所している時間の前後に、30分～1時間程度延長して保育をします。 ★目標事業量等P53に記載
休日保育事業	保護者の就労等により日曜・祝日の日中に保育ができない児童を対象に、保育所において保育をします。
病後児保育事業	病気回復期にある児童を一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援します。 保育所で体調不良になった児童に対し、看護師の対応の元、保護者が迎えに来るまでの間保育をします。 ★目標事業量等P54に記載
おじいちゃんおばあちゃん 保育ボランティア事業	おじいちゃんやおばあちゃんとふれあう機会が少ない子どものために、保育の現場で人生経験豊かな中高年に遊びや行儀を教えてもらうなど、世代間交流を促進します。
地域型保育事業の推進	地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業）について、多様な主体の参加を促進・支援し、地域における子育て支援機能の充実を図ります。 ★目標事業量等P46に記載
通常保育事業(幼稚園)	幼児を保育し、適切な環境を与えて、その心身の発達を助長します。 ★目標事業量等P46に記載
幼稚園における一時預かり 事業	公立幼稚園において降園後の預かり保育を実施します。 ★目標事業量等P52に記載



3) 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向性

- ・男女が協力して家庭を築き、仕事、子育て・家事を両立できるよう、家庭や職場に対して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の効果的な啓発・情報発信を推進します。

現状と課題

- ・20～30歳代の女性の就業率が上昇し、共働き家庭の割合が増加していく中で、仕事をしながらも父母が協力しながら子育ての時間を確保できるよう、社会全体で多様な働き方を実現するための企業への働きかけや制度づくりが求められます。また、どちらかに子育て・家事が偏ることなく、男女が共に仕事と家庭のバランスを保って役割を担っていくことも必要となっています。
- ・就学前児童保護者へのアンケート調査結果では、育児休業を取得していない母親は全体の14.5%となっており、取得していない理由としては、「職場に育児休業の制度がなかった」が20.0%、「子育てや家事に専念するために退職した」が18.9%と高くなっています。また、ほとんどの家事や育児に関して、母親が役割を担う割合が高くなっています。
- ・本市においても、「仕事と家庭両立支援」セミナー等を開催していますが、男性の参加者が少ない状況となっています。今後も引き続き男女共同参画に対する意識の啓発を図ることに加え、男女共に仕事と子育てを両立できる環境を市全体で整備していくことが大切です。

実施事業

施策名	施策内容
男女共同参画推進事業	家庭における性別役割分担意識を払拭し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進するための啓発活動や情報発信を、サンレディー大田やしまね女性センター、商工会議所など関係機関の連携のもと実施します。
「仕事と家庭両立支援」セミナー等の開催	大田商工会議所等関係機関・庁内関係課と連携を図りながら、仕事と家庭の両立に向けたセミナーを、サンレディー大田において今後も実施していきます。
子育て応援事業者表彰制度	仕事と子育ての両立支援に取り組む事業者を表彰します。

4) 子育て支援ネットワークづくり

施策の方向性

- ・地域全体で子育て家庭を支え、効果的な子育て支援を行うために、小地域の子育て支援ネットワークづくりを推進します。
- ・さまざまな団体の子育て支援に関する活動について、利用者に向けた情報発信を強化します。

現状と課題

- ・子どもをもつ保護者や利用者に対して効果的な支援を実施していくために、支援者間のネットワーク化が大切です。本市では地区社会福祉協議会ごとに関係団体との連携や情報交換等を行いながら、だれもが安心して生活できる地域づくりの推進を図っています。また、地域で活動しているサロン・サークルが集う意見交換会を開催し、活動推進にあたっての情報共有等を進めています。
- ・今後もさまざまな地域の子育て支援活動団体間の連携を深めるとともに、子育て支援に関する地域資源を子育て家庭や利用者にも周知していくことも求められます。
- ・市民の多くが子育てへの関心・理解を高め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、子育てに関する意識啓発等を進めることも重要です。

実施事業

施策名	施策内容
小地域ネットワーク活動	地区社会福祉協議会ごとにある小地域のネットワークや行政機関、社会福祉団体等の相互の連携と情報交換を行い、だれもが安心して生活できる地域づくりの推進をしていきます。
大田市子育て支援団体連絡会	地域のさまざまな人たちのふれあいの中で、親子が楽しみながら仲間をつくり、子育てを支え合うネットワークを形成しています。活動しているサロン・サークルによる意見交換会も継続して実施します。
少子化対策啓発事業	少子化対策に関連する事業を行う団体等に事業費の一部を助成し、少子化対策への対応と子育て意識の啓発を図ります。

5) 経済的支援

施策の方向性

- ・子育て家庭の経済的な負担を軽減するため、助成制度等を引き続き実施します。
- ・制度の周知拡大により、利用促進を図ります。

現状と課題

- ・子育て家庭は、収入に占める養育費や教育費、医療費の負担などが大きいこともあり、経済的な支援を図る必要があります。
- ・アンケート調査結果をみると、子育てに関する不安や悩みについて、就学前・小学校児童ともに「子育てにともなう出費がかさむこと」が約3割となっており、支援が求められていることがうかがえます。
- ・本市では、平成25年度より子ども医療費助成制度の対象を拡大し、中学校卒業までの子どもの入退院に係る医療費などの無料化を行っているほか、妊婦一般健康診査の公費負担助成などにも取り組んでいます。
- ・今後も国や県の助成制度について周知・利用促進を図るとともに、本市で行っている制度についても継続実施し、子育て家庭への支援を行っていくことが大切です。

実施事業

施策名	施策内容
保育所保育料の負担の軽減	国の基準以下での保育料の設定、徴収階層区分の細分化のほか、兄弟、姉妹同時に保育所に入所している場合、2人目は半額、3人目以降は無料とする制度と18歳未満の兄弟から順に数えて第3子以降の3歳未満の児童は、全額助成しています。 子ども・子育て支援新制度移行後も、保育料はこれまでの水準を維持するとともに、引き続き保育料の軽減措置を実施します。
児童手当	中学校卒業までの児童を養育している方に手当を支給します。
子ども医療費助成制度	就学前児童及び中学校卒業までの子どもの入通院と、義務教育終了後20歳未満までの方の慢性呼吸器疾患等11疾患群にかかる入院費の無料化等助成を行います。 平成25年度より対象年齢を中学生までに拡大して無料化を行っており、今後も状況に応じて対象の拡大を検討していきます。
予防接種の無料化	乳幼児が受ける定期予防接種（BCG、四種混合、麻しん風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌、日本脳炎）、児童・生徒が受ける定期予防接種（二種混合、日本脳炎、子宮頸がん）を市が全額負担します。

施策名	施策内容
生活福祉資金	収入が少ない世帯、障がい者や高齢者のいる世帯に対して経済的な安定や社会参加、在宅福祉を推進する目的で、緊急・小口資金、教育支援資金の貸与を行います。
福祉医療費助成制度	平成26年度の県制度改正に伴い、ひとり親家庭の方（18歳未満または高校3年生修了までの児童を養育する、配偶者のいない方及び当該児童）と身体障がい者手帳1、2級または療育手帳A判定所持者、または身体障がい者手帳3、4級+IQ50以下の重複重度障がい者の医療費を助成します。自己負担額は総医療費の1割で、医療機関ごとに1か月あたりの負担上限額がそれぞれ設定されます。20歳未満の障がい児以外は、それぞれ所得制限があります。
児童生徒就学援助制度 事業	経済的理由により、小・中学校へ児童・生徒を就学させることが困難な家庭に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。
妊婦一般健康診査	妊娠中の異常の早期発見、早期治療のため、医療機関に委託をして妊婦の健康診査を行い、14回まで無料で健康診査を行います。引き続き、妊婦一般健康診査の公費負担助成に取り組み、全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持するとともに、健診を通じた妊婦の健康維持・増進、育児不安の軽減を図ります。 ★目標事業量等P50に記載
乳児一般健康診査	1か月、9～11か月健診を医療機関に委託して行い、疾病等の異常を早期発見することで早期治療へつなげるとともに、育児相談を行います。今後も受診率のさらなる向上にむけ、受診の啓発を強化します。
小児慢性特定疾患児 日常生活用具給付事業	在宅の小児慢性特定疾患児に対し、特殊寝台等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ります。

2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

施策の方向性

- ・子どもが社会の変化の中で主体的に生きていくことができるよう、さまざまな教育資源を活用した「生きる力」の育成を目指します。
- ・スクールソーシャルワーカーの配置などを通じて、子どもの居場所づくりや相談体制づくりを地域全体で推進します。

現状と課題

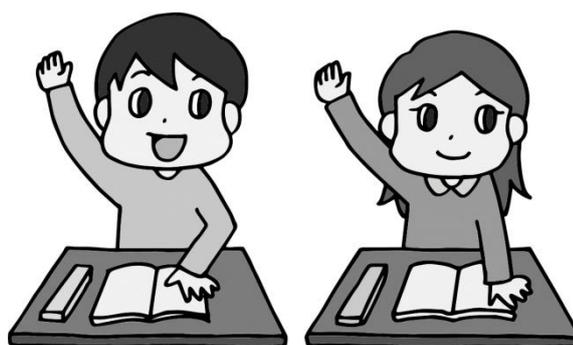
- ・これから社会へと進んでいく子どもたちには、豊かな人間性や社会性、また、個性を生かしながら自ら学び、自ら考える「生きる力」が求められています。
- ・こうした「生きる力」を、学校や地域の教育資源を活用して育んでいくために、地域住民や保護者が学校運営に参画するコミュニティ・スクールや学校支援地域本部事業の推進が求められています。
- ・児童・生徒や保護者の学校・日常生活における相談や居場所づくりを進めていくことも大切です。小学生保護者へのアンケート調査では、子育てに関する不安や悩みについて、「子どもの教育に関すること」、「友だちづきあいに関すること」が約3割となっています。ソーシャルスクールワーカーの配置などを通じて、子どもがいきいきと育っていける環境を関係機関が連携して整備していくことが必要です。
- ・子どもが健やかに成長できるよう、広く市民に人権啓発を行っていくことや、青少年健全育成に係る活動を推進していくことも重要です。

実施事業

施策名	施策内容
児童生徒支援事業	不登校児童・生徒に学習支援、自然体験、社会体験等を通して心のケアや居場所づくり、仲間づくりを支援します。今後もスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、関係機関との連携・調整による支援体制づくりを行います。
教育相談事業	学校や日常生活において、いじめ、不登校で悩んでいる児童・生徒やその保護者の相談を受け、問題解決に関わるなど、関係機関と連携し教育に関するさまざまな問題に応じます。
「読み調べ学ぶ力漲る学校図書館」事業	市立図書館と学校図書館との連携を図り、読書活動と調べ学習を一層推進します。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開
2 子ども・若者の心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策名	施策内容
学校支援地域本部事業	地域ぐるみで学校を応援する体制を整備します。また、教員が子どもと向き合う時間の増加や、住民の知識・経験と学習成果の活用機会の拡充、地域の教育力の向上、地域の連帯感の醸成を図るほか、コミュニティスクールとの連携を図ります。
青少年育成市民会議助成	市民総ぐるみで次代の郷土を担う青少年の育成を図ることを目的に、青少年育成市民会議を開催し、児童虐待防止や青少年健全育成についての啓発活動等を行います。また、総会を定期的に行い、活動報告等を行うことで団体相互の理解を深めます。
人権啓発推進事業	大田市進路保障連絡協議会等と情報交換を行いながら、子どもの人権が尊重される環境づくりを推進します。 また、人権作文、標語、ポスターの作品募集・応募を通して、子どもの人権意識の高揚に努めるとともに、広報おおだ「きずな」において“子どもの人権”について啓発していきます。 地域・学校等において、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」の内容が広く理解されるよう教育・啓発を行い、子どもの権利の擁護に努めます。
子ども・若者支援地域協議会	0歳から39歳までの若者で、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対し、関係機関等が連携して、効果的かつ円滑な支援を実施することにより、その健やかな成長や社会参加を促すよう努めます。



2) 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向性

- ・子どもたちがさまざまな体験を通じて生きる力を育めるよう、地域活動の充実と参加の促進を図ります。
- ・放課後児童クラブへの地域の参画を促進し、内容の充実に努めます。

現状と課題

- ・少子高齢化や核家族化、地域のつながりの希薄化等を背景とした人々のライフスタイルの変化に伴う、人間関係のつながりやコミュニケーション能力の低下などの課題に対し、学校、家庭、地域がそれぞれの役割に応じて力を発揮し、互いに連携・協力して子どもの育ちを支える環境づくりを進める必要があります。
- ・本市では、地域の自然や人材を活かしたふるさと教育や、住民主体でのさまざまな地域活動が行われています。中学生へのアンケート調査では、生徒が過去1年間に参加した地域活動内容として、「地域の祭り・イベントへの参加」が約8割、「清掃・自然保護活動」が約3割、「地域のスポーツ・レクリエーション活動」が約2割と続いており、子どもたちが地域住民と交流する機会をもっていることがうかがえます。
- ・就学前児童保護者へのアンケート調査では、就学後に放課後の時間を過ごさせたい場所として「放課後児童クラブ」が43.8%となっており、利用希望が高くなっています。国では「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校の余裕教室等を活用した、多様な体験・活動のできる放課後児童クラブの推進を目指しています。安全・安心な放課後の居場所づくりに加えて、子どもたちがさまざまな学びを得ながら放課後の時間を過ごすことができるよう、地域の参画・協力が今後も求められます。
- ・子どもが健やかに成長できるよう、広く市民に人権啓発を行っていくことや、青少年健全育成に係る活動を推進していくことが必要です。

実施事業

施策名	施策内容
子ども読書活動 ボランティアの養成	子どもの読書活動の推進を図るため、読書活動を行っているボランティアに対して、ストーリーテリング、ブックトーク、本の読み聞かせ等の理論と技術を習得する講座や児童図書に関する知識を深められる講座を開催します。今後はボランティアを養成するための受け皿となる組織を立ち上げるとともに、読み聞かせに関わるボランティアの情報交換会を実施します。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開
2 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策名	施策内容
ふるさと教育推進事業	地域（ふるさと）の教育資源である「ひと・もの・こと」を活かした、小中9年間を通じた発展性・系統性のあるふるさと教育を推進します。また、中学校区における小・中学校が連携を図りながら、学校と家庭と地域が一体となって児童・生徒の生きる力を養い、心豊かでたくましい子どもの育成に取り組みます。
山村留学事業	大田市の豊かな自然の中で、体験活動などを通して「生きる力」を培い「自らの個性に芽生え、自信を持って嬉々として行動する子ども」の育成を引き続き行います。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	昼間、保護者のいない家庭の小中学生に対し、学校の空き教室などを活用して、放課後に遊びなどを通じて児童の健全育成活動を行います。実施か所をこれまでの8か所から9か所とし、今後も各地区の就学児童が過ごせる場所を確保していきます。 ★目標事業量等 P55 に記載
放課後子ども教室 推進事業	子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みをします。今後も地域の理解や協力を得ながら、全小学校区への開設を目指します。
総合型スポーツクラブの 設置	平成19年度に発足したクラブが地域において活動しています。今後は多世代参加による教室の開催等、魅力あるクラブ運営を目指すとともに、温泉津地区、仁摩地区におけるスポーツ環境の整備として総合型地域スポーツクラブの設置を支援し、だれでも気軽にできるスポーツの推進を図ります。
スポーツ少年団育成事業	身体を動かすことの楽しさや体力の向上を図る場として、地域や関係団体との連携を図りながら、活動を推進できるよう支援します。スポーツ少年団への加入の促進や、指導者の指導力向上に向けた取り組みを継続して実施していきます。
小中学生の囲碁教室	大田市は棋聖本因坊道策の生誕の地であり、子どもたちが囲碁に取り組むことは日本の伝統文化を学び、集中力を高め、思考力・判断力を養い、コミュニケーション力や作法を身につけることにつながります。こうした囲碁を小・中学生にさらに普及する取り組みを支援します。

3) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

施策の方向性

- ・子どもに対する悪影響が懸念される有害情報について、店舗等への状況把握・監視体制を強化し、子どもの健全育成に向けた適切な対応を働きかけます。
- ・携帯電話やスマートフォン、インターネットの適切な利用、喫煙や飲酒防止に向けた啓発を推進します。

現状と課題

- ・性や暴力に関する過激な情報が依然として雑誌やテレビ、インターネット等に氾濫し、子どもへの悪影響が懸念されています。
- ・携帯電話やスマートフォンが普及し、メールやインターネットの長時間利用による生活習慣の乱れやストレス、犯罪に巻き込まれるなどの問題が指摘されています。中学生へのアンケート調査でも、携帯電話やパソコンでインターネットを利用する時間について、1日あたり2時間以上と回答した割合が約2割、3時間以上も1割弱となっており、適切な利用に向けた喚起が求められます。
- ・その他の有害環境に関する状況として、中学生へのアンケート調査では、「たばこを吸ったことがある」が1.7%、「お酒を飲んだことがある」が27.2%となっています。たばこや飲酒の心身への影響についても、生徒に加えて家庭、地域など多方面から意識啓発を図っていく必要があります。

実施事業

施策名	施策内容
青少年健全育成のための状況把握	大田市青少年育成市民会議に併せ、市内の非行の状況について情報収集及び研修会を行います。また、市内の書店、コンビニエンスストアを対象に、有害図書、タバコ、アルコール等の販売実態の情報収集を行い、関係機関と連携を図りながら子どもの健全育成について働きかけます。

3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

1) 児童虐待防止対策の充実

施策の方向性

- ・ 保護者の育児不安の解消や虐待の定義、子どもへの悪影響等を広く周知するなど、虐待の未然防止に努めます。
- ・ 要保護児童対策地域協議会を中心に、虐待の早期発見・早期対応、保護・支援、アフターケアなど切れ目のない支援を行います。

現状と課題

- ・ 全国的に児童虐待が増加している中、子どもに対する身体的虐待、性的、心理的な虐待だけでなく、ネグレクト（育児放棄や育児怠慢）も問題化しています。その背景には保護者の子育てに対する不安や負担、精神的・経済的な問題など、さまざまな要因が働いているとも言われています。また、虐待は家庭におけるしつけと明確に異なるものですが、親自身に虐待の認識がない場合や家庭内で虐待が起こることも多く、早期の発見が難しいことがあります。
- ・ アンケート調査では、子育ての中で経験があることとして、「子どもを無視したり、否定的な態度をとったりした」が就学前児童保護者で約4割、小学生保護者で3割強となっています。また、「子どもが傷つくようなひどい言葉を使った」は、就学前児童保護者で3割強、小学生保護者では4割強となっているほか、「お尻、背中、頭など、体をひどく叩いた」は、就学前児童保護者で2割強、小学生保護者では3割弱となっています。虐待はしつけとは明らかに異なることについて認知を広げるとともに、虐待と思われるケースが発生した際には、早期対応ができる体制づくりに努める必要があります。
- ・ 本市では大田市要保護児童対策地域協議会において、関係機関や関係者と連携を図り、虐待予防や早期発見・早期対応のための会議を開催しています。具体事例については、個別ケース会議の開催や児童相談所の支援を求め一時保護等による対応を行っています。今後も、保護者の子育ての不安やストレス等の軽減を図り、児童虐待の未然防止に努めるとともに、家庭や地域、行政、関係機関等と連携を図りながら、虐待を受けた子どもや保護者への支援を行っていく必要があります。

実施事業

施策名	施策内容
大田市要保護児童対策地域協議会	<p>要保護児童の早期発見、支援・保護のために関係者、関係機関が情報を共有し適切な連携の下で対応します。協議会は、「代表者会議」「庁内会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」で構成され、支援の協議、啓発等の事業を行います。また、養育支援や妊娠期からの支援などの幅広い対応を強化するため、関係機関や子育て支援施策との連携について検討します。</p> <p>★目標事業量等 P51 に記載</p>
育児支援家庭訪問事業 (養育支援訪問事業)	<p>養育支援が必要と思われる家庭に対して、早期に家庭訪問し、育児相談や養育支援を行うことができるよう、事業実施に向けた調整を関係課と行います。</p> <p>★目標事業量等 P51 に記載</p>



2) ひとり親家庭の自立支援の推進

施策の方向性

- ・ひとり親家庭に対する、子育て・生活支援や就業支援、経済的な支援など包括的な自立支援に努めます。
- ・父子家庭への支援施策の周知に努めます。

現状と課題

- ・ひとり親家庭は、子育てをしていく上で、社会的・経済的・精神的に不安定な状態に置かれがちです。ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが心身共に健やかに成長できるよう、包括的な支援が求められています。
- ・本市では、母子・父子自立支援員による相談対応や児童扶養手当の支給などを実施し、ひとり親家庭への支援を実施しています。今後も、子どもが健やかに成長できる支援体制づくりに努めるとともに、ひとり親家庭における親の不安や問題に対処するため、支援体制の充実や施策の周知に努めます。

実施事業

施策名	施策内容
母子・父子自立支援員	ひとり親家庭のさまざまな相談（就労相談、経済的な相談など）に対応するため、母子・父子自立支援員を配置します。
児童扶養手当	18歳未満の子どもを養育している母子・父子家庭等に対し、手当を支給しており、今後も経済的支援として引き続き実施します。
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	母子・父子家庭の父母の資格取得・能力開発を支援するとともに雇用の安定を図ることにより、母子・父子家庭の就業による自立を促進します。
母子家庭等高等技能訓練促進給付金等支給事業	母子・父子家庭の父母に対し、看護師、介護福祉士等の高等技能訓練を修業する場合の生活費として高等技能訓練促進給付金を、入学時の負担軽減のために入学支援修了一時金を支給します。

3) 障がい児施策の充実

施策の方向性

- ・障がい児や保護者へのきめ細かな対応がとれるよう、適切な療育体制や教育支援、在宅福祉サービスなど、福祉・保健・教育の各分野において、総合的な支援の充実を図ります。
- ・発達障がいについて、早期に必要な応じた支援につなげられるよう関係機関の連携を強化します。

現状と課題

- ・発達障がいを含めた障がいのある子どもが、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、子どもが自立し、社会参加をするために必要な力を培うため、専門家の協力を得ながら一人ひとりのニーズに応じた適切な支援を行うことが必要です。
- ・本市では、障がい児通所支援事業や障がい児者日中一時支援事業による障害のある子どもの活動の場の提供や日常的な訓練等を行っており、保護者の休息等負担の軽減や療育支援を行っています。また、めだか教室では、心身障がいや発達に心配のある幼児と保護者を対象に、療育活動や就学説明会、施設見学等を実施しており、保護者の不安の解消に努めています。今後も障がいのある子ども等特別な支援が必要な子どもとその家族に対する支援の充実に努めるとともに、必要な支援に早期に結びつけられるよう、相談事業や健康診査等でのチェック機能の強化や相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・発達障がいについては、社会的な理解が十分になされていないことも指摘されています。障がいがあっても、一人ひとりの健やかな育ちを地域の中で支援していくために、障がいに対する適切な理解を広げる情報発信が求められます。

実施事業

施策名	施策内容
めだか教室	心身障がいや発達に心配のある幼児とその保護者を対象に、毎月1回、専門分野のスタッフとさまざまな活動や個別相談会等を行います。
障がい児通所支援事業	療育の必要がある障がい児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識の付与、集団生活への適応訓練、生活能力の向上のための訓練、保育所等へ訪問しての専門的な支援等を行います。身近な地域でサービスを受けられるよう、今後も提供体制の確保に努めます。
障がい児者日中一時支援事業	社会福祉法人等の地域社会資源を有効に活用して、日中や夏期休業中の障がい児者の一時預かりを実施し、活動の場の提供と日常的な訓練等の支援を行うとともに障がい児者及びその家族の負担を軽減し、福祉の増進を図ります。

第4章 子ども・子育て支援施策の展開
3 要保護児童への対応などきめ細やかな取り組みの推進

施策名	施策内容
障がい児保育事業	認可保育所において、心身に障がいのある就学前の児童を対象に、保育を行います。
発達クリニック	心身の正常な発達に諸問題を有し、発達障がい等を招来するおそれのある乳幼児を早期発見し、適切な支援を行います。また、乳幼児期の子どもの運動や言葉の発達などについて、専門医による健康診査と相談を行います。今後は、特別支援連携協議会や関係機関との連携を密にし、切れ目のない支援を行っていきます。
大田市相談支援チーム会議	市内の幼稚園、保育所、小・中学校からの要請に応じて、発達障がいを含む全ての障がいのある子どもへの対応について相談支援を行います。具体的な取り組みとしては、定例の「相談支援チーム会議」の開催や学校の要請に基づく学校訪問、チーム委員の協力による「市内の全保育所・幼稚園訪問」の実施等を推進します。



4 子どもの安全を確保し、子育てを支援する環境の整備

1) 子どもの安全の確保

施策の方向性

- ・安全運転への啓発や登下校の見守りなど、子どもを交通事故から守るための取り組みを推進します。
- ・子どもを犯罪被害から守るため、地域ぐるみで防犯意識を高め、子どもを見守る環境づくりを進めます。

現状と課題

- ・子どもが地域で安心して生活していくためには、事故や犯罪等の被害に遭わないような環境が整備されていることが必要となります。
- ・アンケート調査結果をみると、子どもを取り巻く環境について、不安や問題に感じていることとして、「交通事故や犯罪などが増え危険になった」が就学前児童保護者で約6割、小学生保護者でも約5割と高く、子どもの安全・安心な環境づくりが求められています。
- ・子どもが交通事故や犯罪等の被害に遭わないようなまちづくりを進めるため、安全運転への啓発や交通事故に遭いやすい場所の把握、子どもの見守りを行っていくほか、公園や防犯灯などの設備の整備や地域ぐるみの防犯活動を推進していくことが大切です。

実施事業

施策名	施策内容
交通安全教室の開催	交通対策協議会の主体的な取り組みとして、交通安全教室を開催します。今後はより多くの地区での開催を推進します。
登下校時の交通安全対策	小学校新1年生に夜行反射タスキを配布します。また、大田市交通指導員による登下校（園）時における園児・児童の誘導保護を行います。
緊急時の防犯対策	大田市防犯協力会（事務局：大田警察署）において、年度ごとに地域の実情にあった事業、防犯対策を推進します。
子ども安全体制の推進	教育委員会、警察署、市が連携して「子ども安全センター」を設置し、地域の見守り活動の充実や安全マップの作成等による、保護者、子どもを含めた安全意識の高揚を図るとともに、スクールガードリーダーによる学校巡回訪問を市内全小・中学校に対して実施します。
防犯灯の整備推進	自治会が新設・更新する防犯灯に対する補助の実施や市の新設により、防犯灯の設置を推進します。

2) 子育てしやすい生活環境の整備

施策の方向性

- ・妊産婦や子どもを連れての方が安心して外出できるよう、周囲の配慮や理解を促進していきます。
- ・市営住宅の建替えや修繕時において、子育て世代が安心して居住できる良質な住宅の整備に努めます。

現状と課題

- ・妊産婦や子ども連れ親が安心して気兼ねなく外出できるよう、周囲の配慮や理解を広げていくことが大切です。
- ・子育て家庭の生活の基盤となる居住環境の整備も引き続き重要となっており、今後も市営住宅の整備（修繕）等を行うことで、快適に安心して生活できる、子育てにやさしいまちづくりをハード面からも推進する必要があります。

実施事業

施策名	施策内容
街路等の整備	都市計画マスタープランに基づき、計画的な市街地内道路網の整備を行います。
市街地における公園整備の推進	街区公園について毎年点検を実施し、計画的な改修・更新・修繕を行います。
ファミリー向け公営住宅の供給促進	住宅マスタープランに基づき、子育て世代が入居しやすい賃貸住宅の供給など、子育て世帯が安心して子どもを産み育てられる居住環境づくりを進めます。
市営住宅の整備・修繕	公営住宅法に基づいた住環境の整備に今後も努めます。

第5章 重点施策の目標事業量と提供体制

1 重点施策の設定

本計画では、幼稚園や保育所、地域型保育事業などの教育・保育施設等の整備と、子ども・子育て支援法で市町村が取り組むよう定められた地域子ども・子育て支援事業の充実を重点的に取り組みます。

本章では、それぞれの施設整備や事業実施にあたっての目標事業量と提供体制を記載します。

また、子ども・子育て支援法では、教育・保育施設の提供や地域子ども・子育て支援事業を実施する単位として、「教育・保育提供区域」を定めることとされています。本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を1区域（全市）とします。

■教育・保育施設等の概要

名称		内容
教育・保育施設	認定こども園	幼稚園と保育所が一体となった施設で、保護者の就労等に関わらず小学校就学前の子どもを預かり、昼過ぎまでは全ての子どもに対し幼児教育を、保育が必要な子どもには、引き続き夕方ごろまで保育を提供する施設です。 ただし、0～2歳の子どもが通園する場合は、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
	幼稚園	保護者の就労等に関わらず、3～5歳児を預かり、幼児教育を提供する施設です。
	保育所	保護者の就労等により家庭での保育が困難な場合に、0～5歳児を預かり、保育を提供する施設です。
地域型保育事業	小規模保育	利用定員6人以上 19 人以下の小規模な保育施設で、0～2歳児を預かり、保育を提供する事業です。
	家庭的保育	保育者の居宅等において、5人以下の0～2歳児を受け入れて保育を提供する事業です(保育ママ)。
	居宅訪問型保育	保育を必要とする子どもの居宅において、0～2歳児に保育を提供する事業です(ベビーシッター)。
	事業所内保育	事業所が自社の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する事業です。

■国が示した地域子ども・子育て支援事業の一覧

事業名	事業内容
利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、利用者支援専門員が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談・援助、関連情報の提供、子育て支援に関する講習等を行う事業です。
妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るとともに、安心・安全な妊娠出産ができるよう医療機関において、診察、検査、保健指導等を行う事業です。
こんには赤ちゃん訪問事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。
要保護児童対策地域協議会 機能強化事業	要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。
ファミリー・サポート・ センター事業 (子育て援助活動支援事業)	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。なお、幼稚園の一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象に預かりを行い、保育所等の一時預かり事業は、保育所等を利用していない乳幼児の預かりを行います。
延長保育事業 (時間外保育事業)	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日または利用時間以外の日または時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
病児・病後児保育事業	病児について、病院、保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を実施する事業です。
放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室やプレハブ教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。
実費徴収に係る補足給付を 行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。
多様な主体が本制度に参入 することを促進するための 事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

2 教育・保育施設等の目標事業量と提供体制

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- ・ニーズ量から導かれる保護者の利用希望や、実際の利用状況を勘案した必要利用定員総数を、目標事業量として設定します。目標事業量は、以下の認定区分ごとに定めます。

■認定区分の内容

認定区分	対象となる子ども	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要としない子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもで、保育を必要とする子ども	保育所、認定こども園 （地域型保育事業）
3号認定	満3歳未満の子どもで、保育の必要な子ども	保育所、認定こども園 地域型保育事業

（提供体制の考え方）

- ・平成 26 年度現在、幼稚園 4 か所（全て公立のうち 1 園は休園。定員合計 220 人）、保育所 19 か所（公立 11 か所、民間 8 か所。定員合計 1,185 人）の提供体制があります。
- ・平成 26 年度現在、4 か所（定員合計 132 人）設置されている認可外保育所の認可施設への移行についても必要な支援を行い、確保体制の充実を図ります。
- ・認定こども園については、計画期間中に移行可能な保育施設より進め、また、認可外保育施設の認可保育所への移行については、1 事業所を目指します。
- ・地域型保育事業として、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業の実施により、3 歳未満の乳幼児を中心に受け入れ確保を進めていきます。

第5章 重点施策の目標事業量と提供体制

■1号認定(2号認定のうち、教育希望の高い方を含む)

単位(実人数/年)

	平成26年度(見込み)			平成27年度			平成28年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①目標事業量 (必要利用定員総数)	-	-	81	84	56	140	82	54	136
②提供体制	-	-	100	-	-	140	-	-	140
幼稚園	-	-	100	-	-	100	-	-	100
保育所	-	-	-	-	-	40	-	-	40
認定こども園	-	-	-	-	-	0	-	-	0
②-①	-	-	19	-	-	0	-	-	4

	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計	1号	2号(教育)	合計
	3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳		3-5歳	3-5歳	
①目標事業量 (必要利用定員総数)	81	54	135	82	53	135	81	53	134
②提供体制	-	-	140	-	-	140	-	-	140
幼稚園	-	-	100	-	-	100	-	-	75
保育所	-	-	40	-	-	40	-	-	40
認定こども園	-	-	0	-	-	0	-	-	25
②-①	-	-	5	-	-	5	-	-	6

■2号認定・3号認定

単位(実人数/年)

	平成26年度(実績)			平成27年度			平成28年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①目標事業量 (必要利用定員総数)	666	386	132	651	440	142	630	445	139
②提供体制	1,185			600	421	139	600	421	139
保育所	1,185			590	404	131	590	404	131
認定こども園	-			0	0	0	0	0	0
地域型保育事業	-			10	17	8	10	17	8
②-①	1			▲51	▲19	▲3	▲30	▲24	0

	平成29年度			平成30年度			平成31年度		
	2号	3号		2号	3号		2号	3号	
	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳	3-5歳	1-2歳	0歳
①目標事業量 (必要利用定員総数)	626	434	136	625	422	132	623	411	128
②提供体制	625	433	142	625	433	142	625	433	142
保育所	545	371	109	545	371	109	500	341	94
認定こども園	70	45	25	70	45	25	115	75	40
地域型保育事業	10	17	8	10	17	8	10	17	8
②-①	▲1	▲1	6	0	11	10	2	22	14

教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（認定こども園設置に関する方針）

- ・認定こども園とは、教育・保育を一体的に行う施設で、保護者の就労状況に関わらず利用することができます。そのため、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、認定こども園は子育て支援拠点としての役割も担っており、園に通っていない子どもの家庭であっても、子育て相談や親子の交流の場への参加が可能です。
- ・本市では、計画期間中に移行可能な保育施設より進めます。また、幼稚園のない地域の教育ニーズに対応するため、保育所で特例的に受け入れをする中で検討します。

（質の高い幼児期の教育・保育の提供や教育と保育の一体的な提供の推進に関する方針）

- ・幼児期の教育・保育は、遊びを通して身体感覚を伴う多様な活動を経験することにより、豊かな感性を養うとともに生涯にわたる学習意欲や学習態度の基礎となる好奇心や探究心を培います。また、小学校以降における教科の内容等について実感を伴って深く理解できることにつながる「学習の芽生え」を育むものです。こうした幼児期の教育・保育の特質を理解し、一定水準以上の質の高い教育・保育を、市内のどの施設であっても提供できるよう努めます。そのため、保育技能の向上や専門知識の強化に向けた研修への参加や幼稚園・保育所に外部講師を招いての研究保育の実施など、職員の資質向上を図ります。
- ・教育・保育の一体的な提供に向けては、幼稚園と保育所で一貫性のある指導計画、保育計画の作成を進めていきます。研修の実施にあたっては、幼稚園教諭と保育士が双方の教育・保育内容の良さや違いを理解しながら専門性の向上を図ることができるよう、合同での研修実施を検討していきます。

（教育・保育施設と地域型保育事業の連携や幼・保・小連携に関する方針）

- ・本市では、これまでも家庭的保育事業を実施していますが、新制度以降は家庭的保育事業に加え、小規模保育事業、事業所内保育事業を地域型保育事業として推進していきます。
- ・幼稚園と保育所及び小学校との連携については、幼児期の教育から小学校教育へと円滑に接続できるよう、これまで本市では幼・保・小連絡会や小学校行事への参加・交流、幼稚園児と保育所入所児童との交流、就学にあたっての個別のケース会議等を実施しています。今後も相互の教育内容や指導方法について理解を深め、幼児期から小学校での教育を継続した発展的なものとして理解し、子どもの発達段階に応じた学びや支援を推進するとともに、「小一プロブレム」など双方での対応が必要な問題にも連携を強化して取り組みます。

3 地域子ども・子育て支援事業の目標事業量と提供体制

1) 利用者支援事業

新たな体制等を整備せず、引き続き子育て支援課や子育て支援センターが利用者相談や情報提供などの役割を担っていきます。

2) 地域子育て支援拠点事業

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・ニーズ調査による保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した月平均の延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・現在は地域子育て支援拠点事業として、子育て支援センターを市内3か所に設置しています。今後も継続して3か所で実施し、在宅の子育て親子に対する子育て相談や育児支援、育児サークル育成を行っていきます。

単位(延べ人数/月)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量	708	965	966	943	917	893
提供体制	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

3) 妊婦一般健康診査

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・0歳児の将来推計人数に、国の示す望ましい受診回数である14回程度の利用数を乗じて算出した年間延べ利用回数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての妊婦が必要な時期に必要な健診を受診できる体制を維持します。

単位(延べ回数/年)

		見込み	目標事業量				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量		3,500	3,430	3,360	3,290	3,192	3,108
提供体制	実施場所	産婦人科医療機関					
	実施体制	原則医療機関委託 ※県外医療機関の場合、検診費用を償還払いで対応					
	検査項目	血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査等					
	実施時期	通年					

4) こんにちは赤ちゃん訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・0歳児の将来推計人数を、必要な訪問数(年間実人数)とします。

(提供体制の考え方)

- ・下記の提供体制により、全ての乳児を早期に把握し、保護者が孤立することなく安心して子育てができるよう支援を行います。また、訪問の質の向上を図るため、訪問員を対象とした研修を継続して実施します。

単位(実人数/年)

		見込み	目標事業量				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量		164	245	240	235	228	222
提供体制	実施体制	大田市母子保健推進員に委嘱して実施					
	実施機関	大田市健康増進課					
	委託団体等	大田市母子保健推進員に委嘱					

5) 養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会機能強化事業

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・養育支援訪問事業については、母子保健事業等で把握した養育支援の必要な家庭数を勘案した、年間訪問件数見込みを目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・養育支援訪問事業については、こんにちは赤ちゃん訪問事業等で把握した養育支援の必要な家庭に対して、保健師等の専門職が継続的に訪問し、養育に対する指導や助言を行うよう実施に向け検討します。
- ・要保護児童対策地域協議会機能強化事業については、虐待の早期発見・早期対応に向けた体制強化に向けて、ネットワーク構成員に対する研修会の実施等取り組みを進めます。

■養育支援訪問事業

単位(件数/年)

		見込み	目標事業量				
		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①	目標事業量	0	0	0	10	10	10
②提供体制	実施体制	要保護児童対策地域協議会					
	調整機関	子育て支援課					
	実施時期	通年					

6) 子育て短期支援事業

宿泊を伴う預かりに対するニーズに対しては、市外を含めた児童福祉施設等と連携を図りながら対応します。

7) ファミリー・サポート・センター事業

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・小学生の子どもをもつ保護者の利用量見込みを、表に記載しています。
- ・小学生の子どもの将来推計人数と現在の利用状況を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・ファミリー・サポート・センターを1か所設置しています。まかせて会員（援助を行う人）の確保に向けて、社会福祉協議会等関連機関との連携を今後も継続していきます。
- ・乳幼児用品のリサイクル支援や子育て情報の発信を今後も継続して実施します。
- ・障がいのある子どもや病児の預かり、応急措置への対応などまかせて会員の技能向上に向けた研修や講座を県社会福祉協議会が主催しており、今後も参加の促進を図ります。

単位(延べ人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
目標事業量	120	130	129	128	127	123
提供体制	56	130	129	128	127	123

8) ① 一時預かり事業（幼稚園在園者対象）

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・利用実績と推計児童人口を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・現在は全ての幼稚園で実施しており、今後も事業を継続していきます。

単位(延べ人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①目標事業量	1,485	1,500	1,454	1,443	1,441	1,080
1号利用	-	577	560	556	555	415
2号(教育希望)利用	-	923	894	887	886	665
②提供体制	1,485	1,500	1,454	1,443	1,441	1,080
②-①	0	0	0	0	0	0

8) ② 一時預かり事業（在園児対応型以外）

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- ・利用実績と推計児童人口を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

- ・現在は市内17か所（公立9か所、民間8か所）で実施しており、今後も現状の体制で確保していきます。

単位(延べ人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①目標事業量	1,812	2,900	2,870	2,823	2,777	2,731
②提供体制	1,812	2,900	2,870	2,823	2,777	2,731
保育所での一時預かり	1,772	2,700	2,670	2,623	2,577	2,531
ファミリー・サポート・センター（未就学児）	40	200	200	200	200	200
②-①	0	0	0	0	0	0

9) 延長保育事業

目標事業量と提供体制の考え方

（目標事業量の考え方）

- ・利用実績と推計児童人口を勘案した年間利用実人数見込みを、目標事業量として設定します。

（提供体制の考え方）

- ・現在は市内9か所（公立2か所、民間7か所）で実施しています。
- ・平成29年度以降、実施か所数の拡大により目標事業量の確保を図ります。

単位(実人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①目標事業量	280	404	399	392	387	381
②提供体制	280	280	280	330	330	381
②-①	0	▲124	▲119	▲62	▲57	0

10) 病児・病後児保育事業

目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・病後児保育事業の利用実績と今後のファミリー・サポート・センター事業での病後児の受け入れ見込み及び推計児童人口を勘案した年間延べ利用人数見込みを、目標事業量として設定します。

(提供体制の考え方)

- ・現在は病後児保育を市内1か所（民間1か所）で実施しています。今後も現状の体制を維持するとともに、ファミリー・サポート・センター事業の活用による受け入れも進めていきます。
- ・保育所で体調不良になった児童に対し、保護者が迎えに来るまでの間、看護師の対応のもとで預かる体制を維持していきます。

単位(延べ人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①目標事業量	24	40	40	39	39	38
②提供体制	24	40	40	39	39	38
病後児保育事業	24	30	30	29	29	28
ファミリー・サポート・センター	0	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0	0

11) 放課後児童クラブと放課後子ども総合プランの推進

国において平成26年7月策定の「放課後子ども総合プラン」では、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型※または連携型※の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることとされました。

両事業の実施にあたっては、福祉部局と教育委員会が連携し、地域の実態にあわせて取り組んでいくこととします。

※一体型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の児童が、同一の小中学校内等の活動場所において、放課後子ども教室開催時に共通プログラムに参加できるものをいう。

※連携型とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の活動場所の少なくとも一方が小中学校内等以外の場所において、放課後子ども教室が実施する共通プログラムに、放課後児童クラブの児童が参加できるものをいう。

放課後児童クラブの目標事業量と提供体制の考え方

(目標事業量の考え方)

- ・ニーズ調査による小学生のお子さんをもつ保護者の利用希望や現在の利用状況を勘案した年間実利用人数見込みを、目標事業量として設定します。
- ・小学校高学年（4～6年生）の利用者が平成27年度以降増加することを見込んでいます。

(提供体制の考え方)

- ・実施か所をこれまでの8か所から9か所とし、今後も各地区の就学児童が過ごせる場所を確保していきます。
- ・提供体制では利用定員総数を示しています。

(小学校の余裕教室等の活用に関する方策)

- ・市の関係課や学校関係者、PTA関係者、放課後児童クラブや放課後子ども教室の関係者などによる話し合いの場を設け、放課後児童クラブや放課後子ども教室に活用できる小学校の余裕教室がないか協議を行います。

(放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み)

- ・放課後児童クラブの開所時間は、概ね午後6時まで（一部午後6時30分）となっています（平成26年4月現在）。一部の放課後児童クラブにおいて延長保育を実施しており、今後は必要に応じて実施箇所の拡大を検討します。

(一体型または連携型への取り組み)

- ・現在の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を継続実施していく中で、あり方について検討します。

単位(実人数/年)

	見込み	目標事業量				
	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
①量の見込み	196	270	268	268	259	255
低学年（1～3年生）	186	171	165	166	161	156
高学年（4～6年生）	10	99	103	102	98	99
②提供体制	220	260	260	260	260	260
②-①	24	▲10	▲8	▲8	1	5

放課後子ども教室の取り組みについて

(放課後子ども教室推進事業)

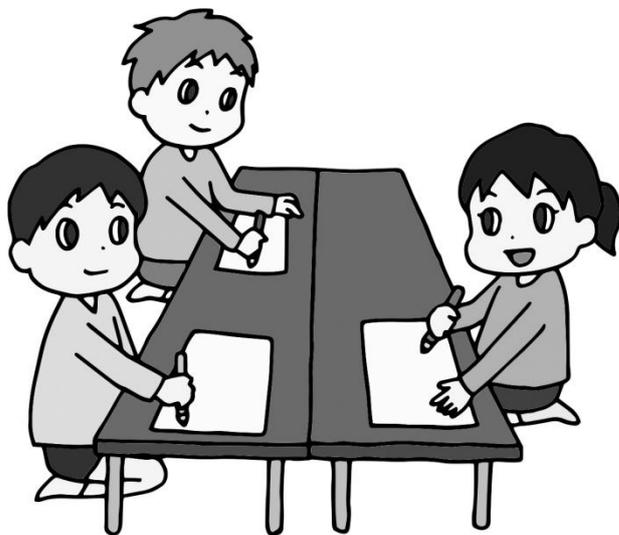
- ・子どもたちの安全安心な活動拠点を確保し、地域の大人の教育力を結集して心豊かでたくましい子どもを育む取り組みをします。今後も地域の理解や協力を得ながら、全小学校区への開設を目指します。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

今後国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

今後国から示される事業の詳細等を踏まえ、状況に応じて事業実施を検討します。



第6章 保育所等のあり方

市は、保育の実施主体として、多様な保育サービスの充実や保育の質の向上を図るとともに、効率的・効果的で、継続的な保育所運営を推進してきました。

公立保育所においては、指定管理者制度導入等民間活力の活用を図り、子育て環境の充実に努め、各地域における保護者のニーズに応じる、子育て支援の中核的な役割を担うとともに、地域の子どもたちの成長を支える育児・保育の地域拠点としての役割を果たしてきました。

平成27年度から子どもの年齢や親の就労状況などに応じた、多様な支援を提供できる認定こども園の普及等に取り組む「子ども・子育て支援新制度」が本格的にスタートします。

このような中、今後の保育所等のあり方については、社会・経済の動向、保育ニーズに合致した保育所等の整備を進めるとともに、本市の厳しい財政状況の中、公立保育所と民間保育所並びに公立幼稚園等との連携を図りながら計画的に取り組んでいく必要があります。

今後5年間の基本的な方向や個別課題への対応を、保育所整備計画（後期計画【平成22年度～26年度】）を原則踏襲する中で次のとおり定めます。

1 公立保育所の再編成

定員を大きく割り込む保育所や、一定規模（45人）以上の園児数の確保が見込めない保育所は、施設の再編成をする必要があります。

中山間地域の小規模保育所は、地域の子育て支援の拠点としての役割を踏まえ、当面は存続とします。

ただし、温泉津保育所湯里分園については、入所児童が10名前後で推移しており、今後も児童数の増加は見込めず、集団保育の観点から温泉津保育所での保育を検討します。

2 公立保育所の施設整備

老朽化が進む保育所については、大規模改修、耐震化、他の施設の有効利用など総合的に検討します。

また、施設建替えが必要な公立保育所については、民営化による有利な補助金等の制度を活用し、事業者と協議し施設整備を進めます。

3 民間活力の活用

公立保育所は、大田市保育所整備計画に基づき、平成 18 年度から民間活力を活用し、年次的に指定管理者制度の導入、民営化を進めてきました。

引き続きこの方針を基本に、ますます多様化し、拡大する保育ニーズにこたえるため、迅速かつ柔軟な運営体制を進めます。

1) 指定管理者制度の導入

平成 27 年3月現在、仁摩保育所及び久手保育園において指定管理者制度を導入しており、引き続き、他の公立保育所においても指定管理者制度導入を進めます。

本計画中では、2園の導入を目指します。

また、指定管理期間は3年間とし、期間終了後には民営化を目指します。

2) 民営化への移行

現在指定管理者制度導入園については、関係者と協議し条件が整えば、指定管理期間満了時において民営化を目指します。

新たに指定管理者制度導入を目指す保育所については、民営化へ移行することも併せて検討します。

4 認定こども園への移行

認定こども園は、保護者の就労等の変化に関わらず、通い慣れた施設が利用できるとともに、園児数の継続的確保による安定した経営につながるなど、国においても積極的に普及を図ることとしており、引き続き国の動向を注視しながら、計画期間中に移行可能な保育施設より進めます。

公立幼稚園については、平成 27 年度策定予定の「大田市教育ビジョン」の中で検討します。

5 認可外保育施設等の認可施設への移行

平成 27 年 3 月現在、認可外保育施設4か所、家庭的保育3か所が運営されています。

地域型保育事業の新設に伴い、公的支援による経営の安定化を図るとともに、3歳未満児の受け入れの充実ときめ細かな保育を目指します。

本計画期間中では、4事業所の地域型保育事業への移行と、1事業所の認可保育所への移行を目指します。

第7章 計画の推進に向けて

1 推進体制

1) 一般事業主行動計画や特定事業主行動計画との連携

一般事業主行動計画や特定事業主行動計画と連携しつつ、次世代育成支援対策を推進していきます。

2) 連携体制

大田市青少年育成市民会議、大田市保健対策推進協議会、大田市要保護児童対策地域協議会、子育て支援関係者等との連携体制を確保し、事業の推進に努めます。

2 進行管理

本計画の着実な推進を図るため、大田市子ども・子育て支援推進会議が、その進捗状況を点検・評価し、その結果を市のホームページで公表していきます。

なお、計画期間中において、社会経済情勢の変化やそれらに伴う行政需要の変化、関係法令の改正、上位計画・関連計画の策定・改訂等があった場合には、必要に応じて計画を見直すこととします。



資料編

1 大田市子ども・子育てに関する市民アンケート調査結果概要

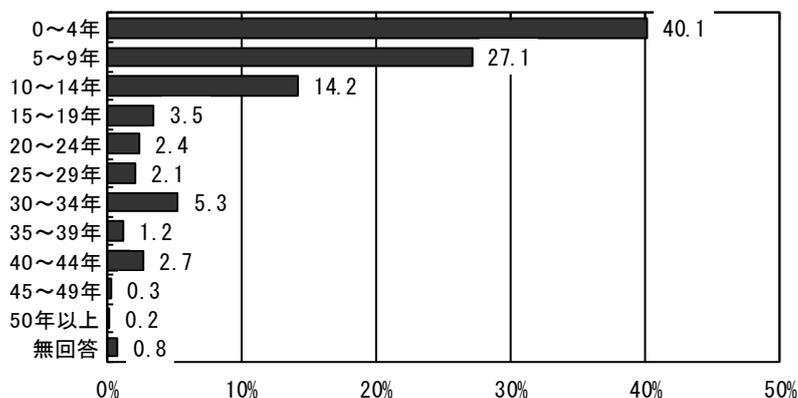
1) 就学前児童保護者調査

① 子どもと家族の状況

- 現在の地区での居住年数は、5年未満が40.1%、10年未満となると67.2%となっており、比較的年数の浅い方が多い。10年以上が31.9%となっている。【グラフ①-1】
- ひとりっ子の世帯は30.9%で、2人以上の兄弟が67.6%を占める。【グラフ①-2】
- 母親が回答者の89.3%を占めている。【グラフ①-3】
- 子育て（教育）に大きく影響する環境では、「家庭」が90.7%で最も高いが、「幼稚園」と「保育所（園）」の合計が80.4%となっており、教育・保育事業の役割も大きくなっている。また、「地域」に28.4%の回答があり、地域による子どもへの関わりにも期待されている。【グラフ①-4】
- 子育てをする上での不安や悩みでは、「病気や発育・発達への不安」や「子どもを叱りすぎている気がする」とが上位となっている。「出費がかさむこと」を挙げている割合も高い。【グラフ①-5】

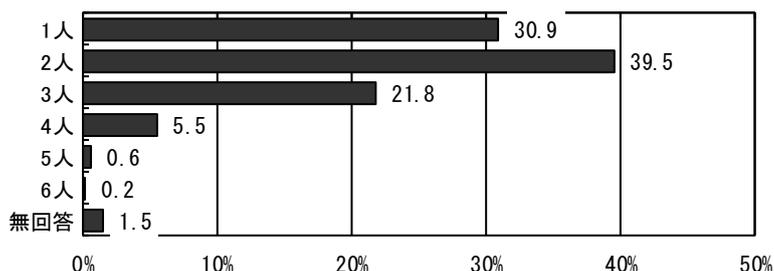
■【グラフ①-1】現在の地区にどのくらいお住まいですか。

(数量) N=656



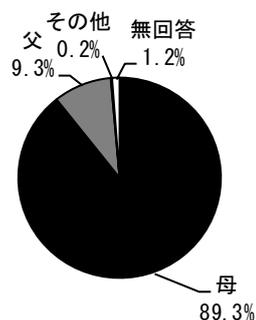
■【グラフ①-2】お子さんは何人いらっしゃいますか。

(数量) N=656



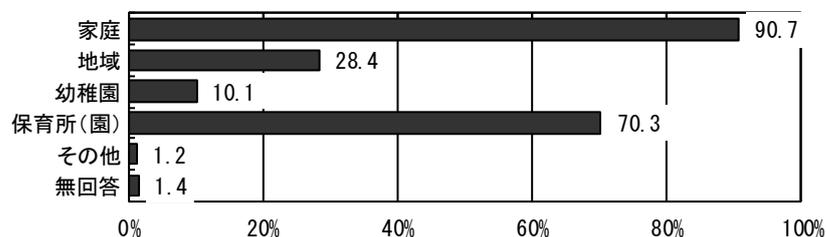
■【グラフ①-3】この調査票にご回答いただく方はどなたですか。

(SA) N=656



■【グラフ①-4】お子さんの子育て(教育を含む)に、大きく影響すると思われる環境はどれですか。

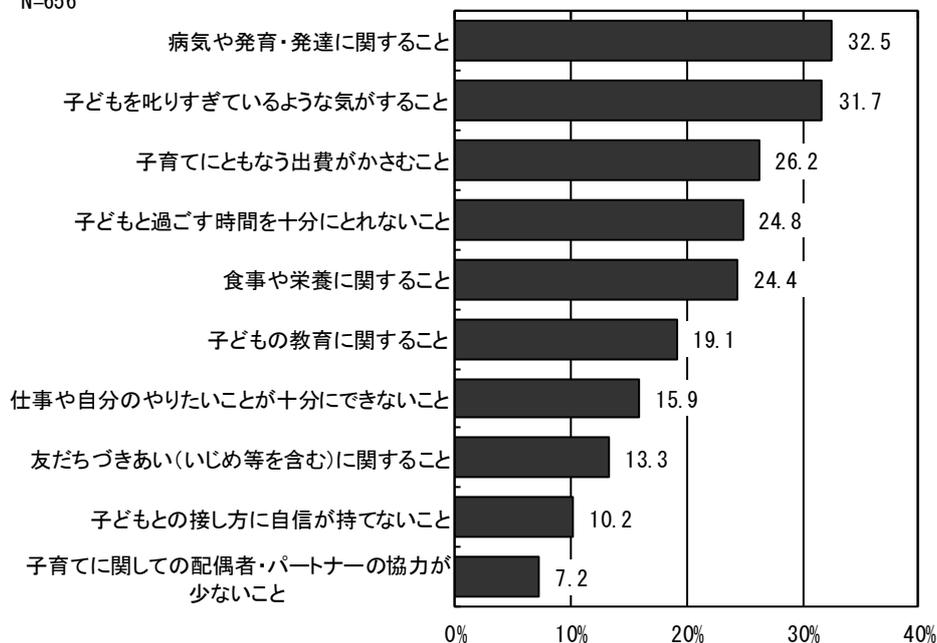
(MA) N=656



■【グラフ①-5】子育てをする上で、特に不安に思っていることや悩んでいることはどのようなことですか。

(上位10項目を抜粋)

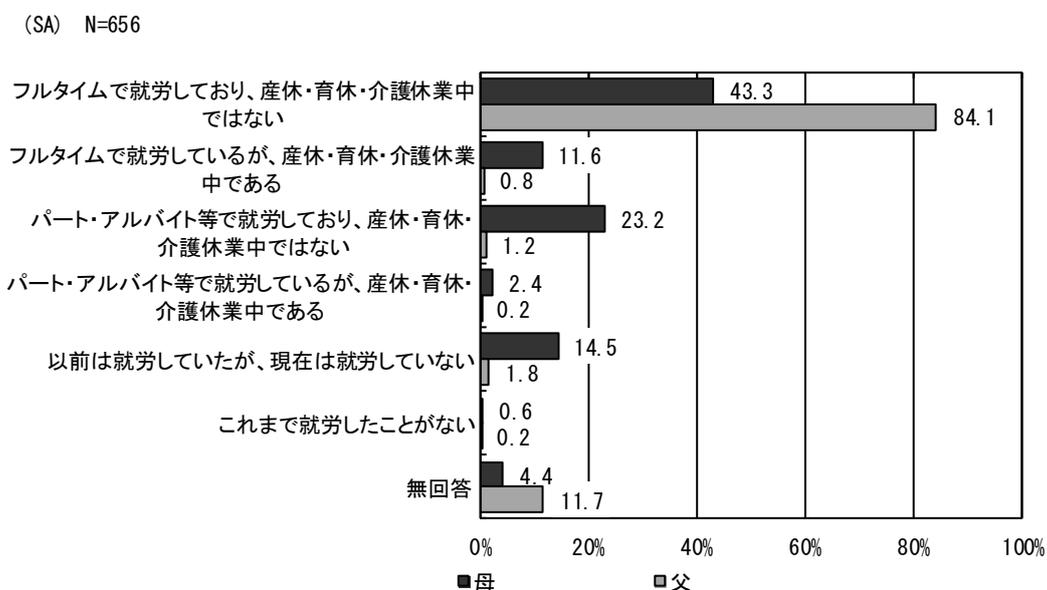
(MA) N=656



② 保護者の就労状況

- 母親の就労状況は「フルタイム（育休中を含む）」が54.9%とおよそ半数を占めている。「パート・アルバイト」が25.6%、「現状で無職」が15.1%であり、就業割合が高い傾向にある。また、育休、産休を取ったのは当時就労していた内の76.6%となっている。**【グラフ②-1】【グラフ②-2】**
- 父親の84.9%が「フルタイム（育休中を含む）」と回答し、子どもが生まれたときに育休を取得したのは2.7%。**【グラフ②-1】【グラフ②-2】**
- パート・アルバイトをしている母親の内、45.2%がフルタイムを希望しているが、その内「見込みがある」人は3割強にとどまっている。**【グラフ②-3】**
- 現在働いていない母親の内、26.3%が1年以内、36.4%が1年以上先の就労を希望している。また、そのうち、フルタイムを希望する人が24.2%ある。**【グラフ②-4】**

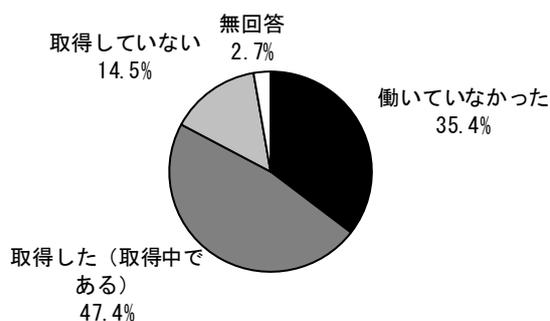
■【グラフ②-1】お子さんの保護者の現在の就労状況(自営業含む)をうかがいます。



■【グラフ②-2】お子さんが生まれた時、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。

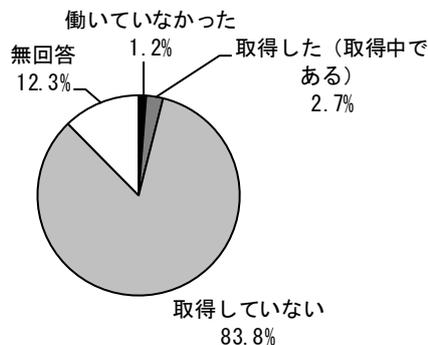
<母親>

(SA) N=656



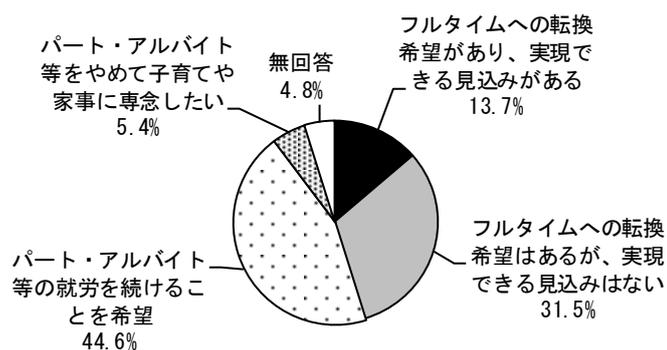
<父親>

(SA) N=656



■【グラフ②-3】フルタイムへの転換希望はありますか。(母親)

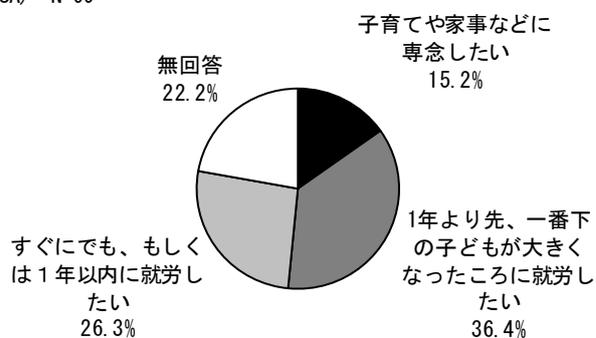
(SA) N=168



■【グラフ②-4】就労したいという希望はありますか。就労したい方は、希望の就労形態をお答えください。(母親)

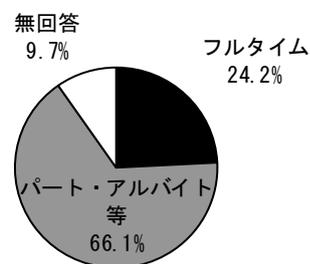
<就労希望>

(SA) N=99



<希望の就労形態>

(SA) N=62



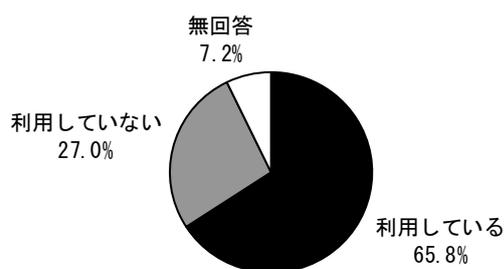
③ 子どもの日常的な教育・保育の利用状況

- 現在、保育所や幼稚園などを利用している子どもは、65.8%。【グラフ③-1】
- うち、保育所（園）に78.0%、幼稚園に9.7%が通園している。幼稚園の預かり保育は3.2%と幼稚園利用者のおよそ3人に1人が定期利用していると回答。【グラフ③-1】
- 現在の利用施設を選んだ理由では、「家から近い」が64.6%となっており、利便性が優先されている。また、「子どもを通わせる予定の小学校区にある」も41.7%となっており、小学校への接続も意識されている一方で、優先したい理由としては、「職員の子どもへの接し方がよい」が63.0%で2番目に高くなっており、教育・保育の質も求められている。【グラフ③-2】
- 教育・保育施設の開所時間に『不満』を感じている人が4.0%、閉所時間に『不満』を感じている人が11.8%となっている。【グラフ③-3】

■【グラフ③-1】おさんは現在、幼稚園や保育所（園）など下記の事業を「定期的に」利用されていますか。

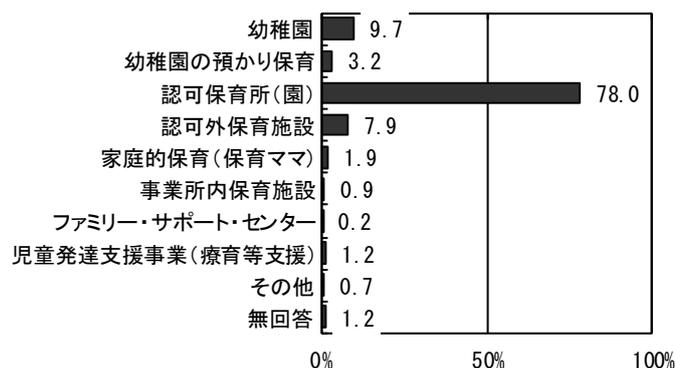
<利用状況>

(SA) N=656



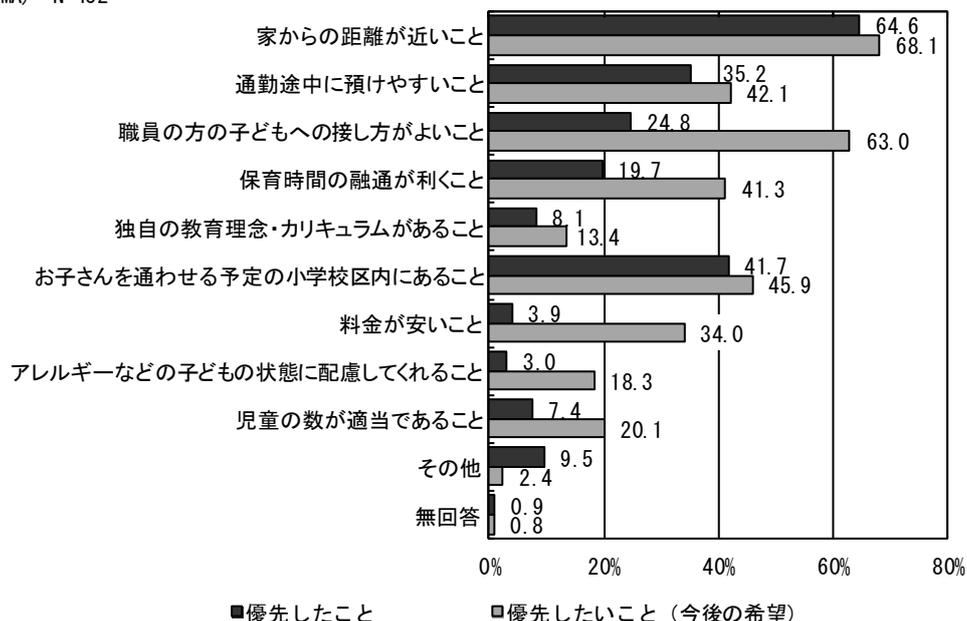
<利用している事業>

(MA) N=432



■【グラフ③-2】おさんを通わせている幼稚園や保育所（園）等を選んだ際に優先したこと、今後優先したいことは何ですか。

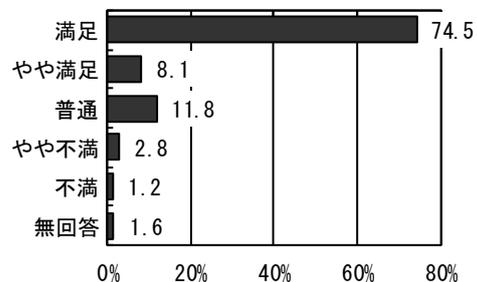
(MA) N=432



■【グラフ③-3】開所(園)・閉所(園)時間についておうかがいします。今の開所(園)・閉所(園)時間に満足していますか。

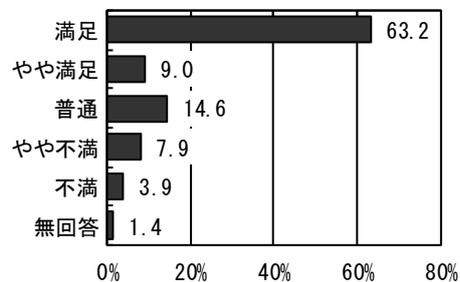
<開所(園)>

(SA) N=432



<閉所(園)>

(SA) N=432

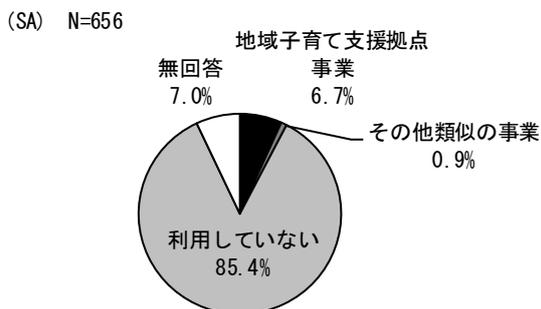


④ 地域による子育て支援について

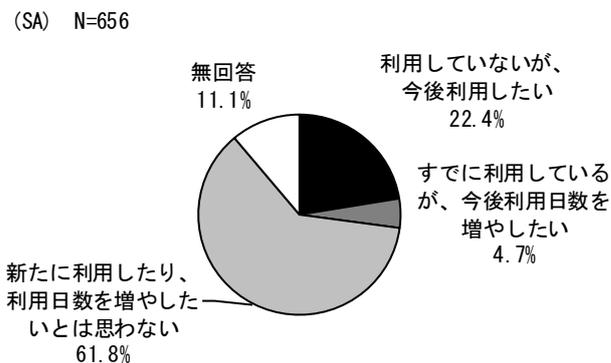
- 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）の利用は6.7%となっており、利用していないが今後利用したい人が22.4%となっている。【グラフ④-1】
- 各事業の認知度では、概ね8割以上となっているが、「ファミリー・サポート・センター」が6割弱、「教育相談」「めだか教室」は3割程度にとどまっている。今後利用したい事業では、「おはなし会」が56.6%とおおよそ半数が利用したいと回答している。利用したことがないが今後利用したいとの回答割合が高い事業も多く、参加のきっかけづくりが求められる。【グラフ④-2】
- 「おじいちゃんおばあちゃん保育ボランティア」の認知度が36.9%、またボランティアに参加いただけそうな方が「いると思う」が18.6%となっており、祖父母世代の協力の広がりが今後期待される。【グラフ④-3】
- ひきこもりや不登校など、社会生活を円滑に行う上で困難を有する子ども・若者への支援を担う主体については、「市や学校」「家族」との回答が約半数となっている一方、「地域」との回答も約4割となっている。【グラフ④-4】

■【グラフ④-1】おさんは、現在、地域子育て支援拠点事業を利用していますか。また、今は利用していないが、できれば今後利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いますか。

<現在の利用状況>

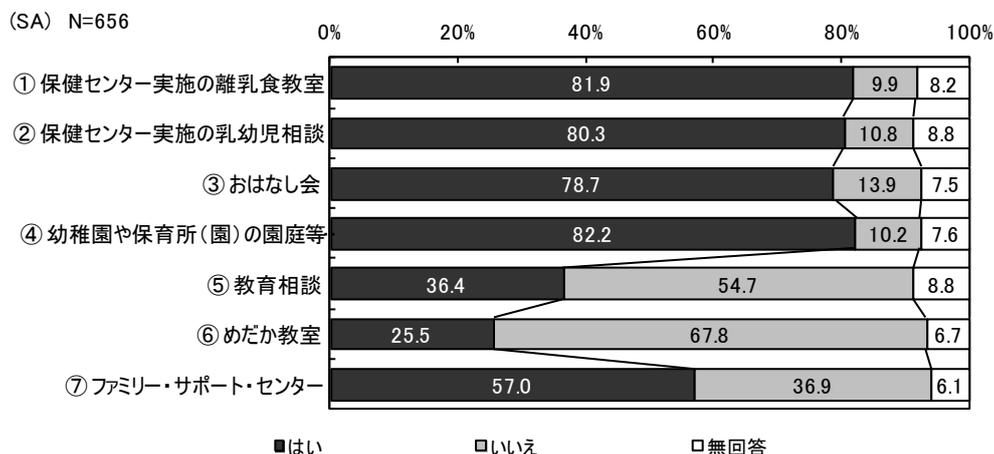


<今後の希望>

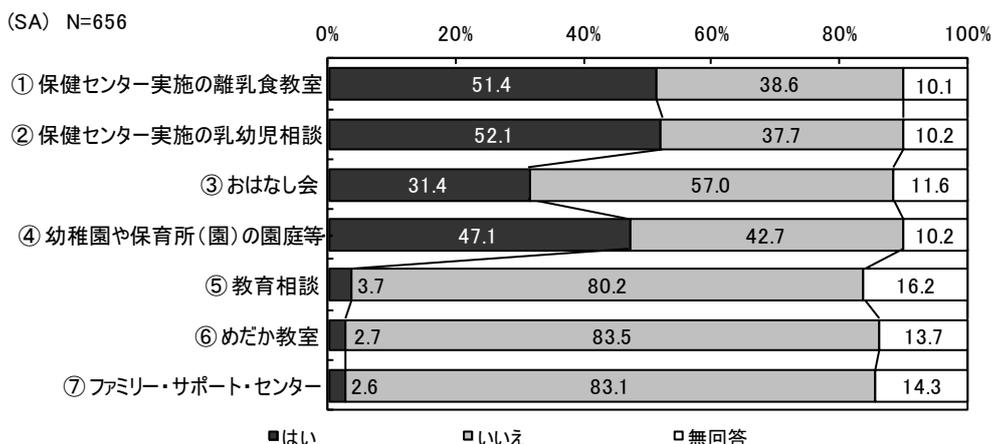


■【グラフ④-2】下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うものをお答えください。

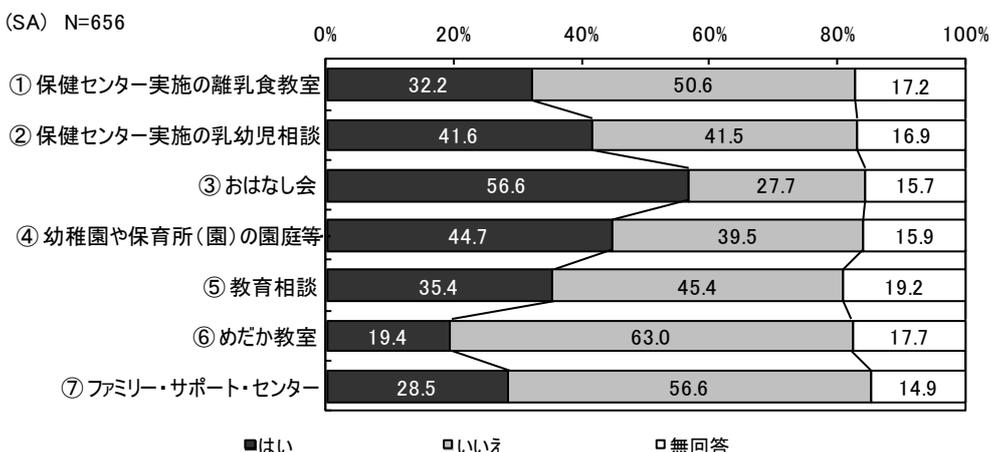
<知っていますか>



＜これまで利用したことがありますか＞

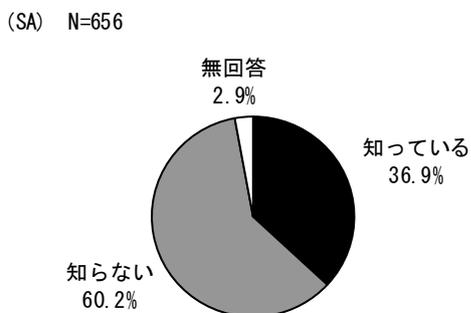


＜今後利用したいですか＞

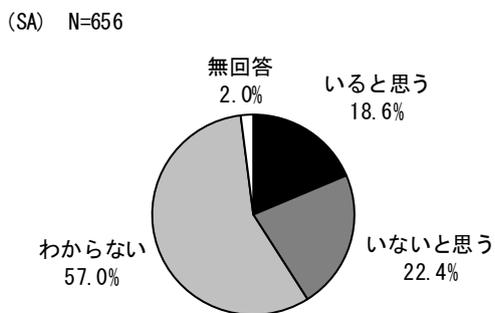


■【グラフ④-3】大田市では、地域で子育てを協力しておこなうファミリー・サポート・センターのほかに、「おじいちゃんおばあちゃん保育ボランティア」を募集し、大田市内の保育所(園)でさまざまな協力をいただいています。「おじいちゃんおばあちゃん保育ボランティア事業」をご存知でしたか。また、あなたの周りで協力いただけそうな方はいますか。

＜知っていますか＞

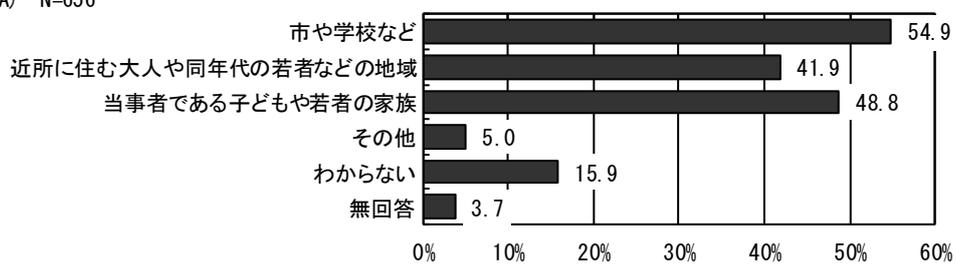


＜ボランティアに参加いただけそうな方はいますか＞



■【グラフ④-4】ニートやひきこもり、不登校、発達障がいなど社会的生活を円滑に営むうえで困難を有する子ども・若者への支援はだれが担うべきだと思いますか。

(MA) N=656



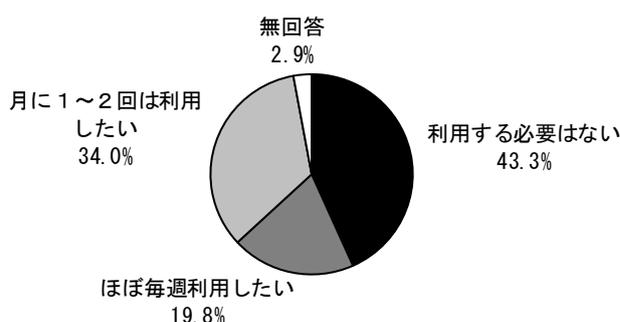
⑤ その他の子育て支援のサービス等について

- 土曜日の保育ニーズについては、53.8%が利用したいと回答し、そのうち4割弱が毎週の利用を希望している。【グラフ⑤-1】
- 日曜日では23.6%が利用したいと回答しており、うち1割程度が毎週の利用を希望している。【グラフ⑤-1】
- 病気やケガで保育所・幼稚園等に通園できなかったことがある子どもは54.8%となっており、その際母が休んだ人が79.7%、父が休んだ人が25.9%となっている。【グラフ⑤-2】
- 父母が休んだ内、できれば「病児・病後児保育」を利用したい人は、30.6%となっている。【グラフ⑤-3】

■【グラフ⑤-1】土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育の事業の利用希望はありますか(一時的な利用は除きます)。

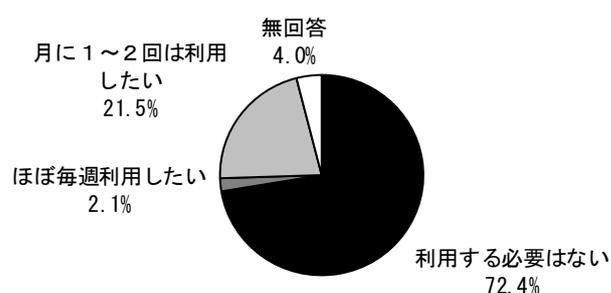
<土曜日>

(SA) N=656



<日曜日・祝日>

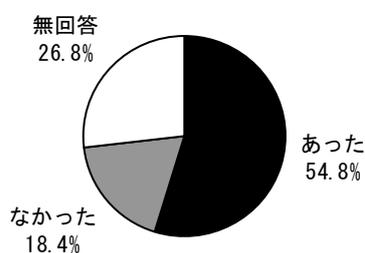
(SA) N=656



■【グラフ⑤-2】この1年間に、宛名のお子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことはありますか。その場合、この1年間に行った対処方法をお答えください。

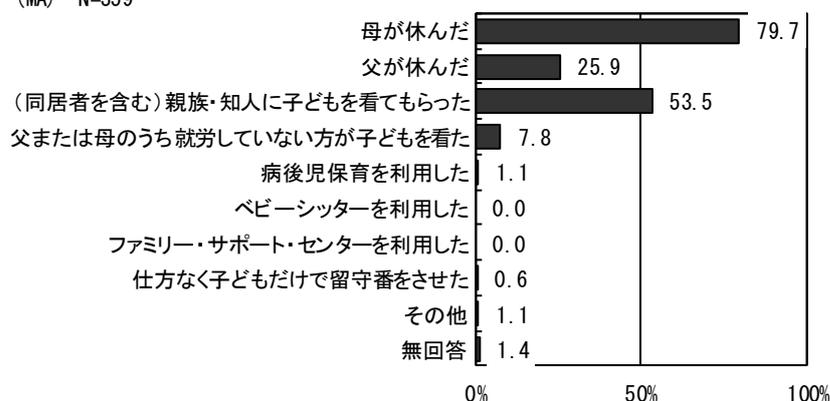
<利用できなかったことの有無>

(SA) N=656



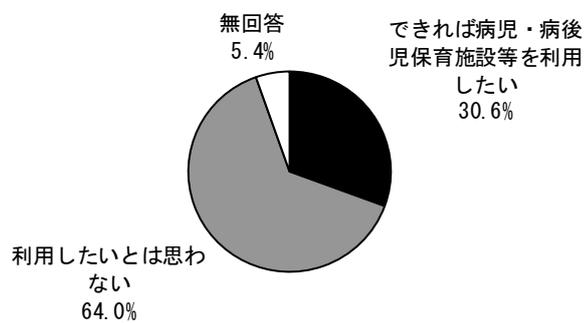
<対処方法>

(MA) N=359



■【グラフ⑤-3】父母が休んで対応した際、利用料がかかっても「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思われましたか。

(SA) N=297

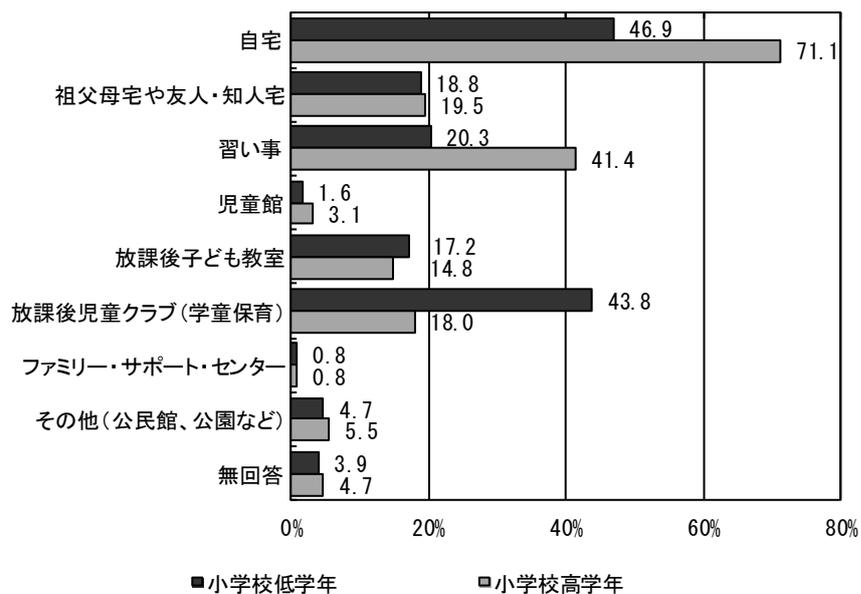


⑥ 放課後児童クラブについて

○ 小学校に上がったからの放課後児童クラブについては、低学年の内の希望が43.8%、高学年になってからも利用したい人が18.0%となっている。【グラフ⑥-1】

■【グラフ⑥-1】小学校低学年(1～3年生)のうち、また小学校高学年(4～6年生)になったら、放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか。

(MA) N=128



⑦ 子育て全般について

○ 日頃、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間があるかについては、平日では半数以上が「あまり持っていない」と回答する一方、休日では8割強が「持っている」と回答。

【グラフ⑦-1】

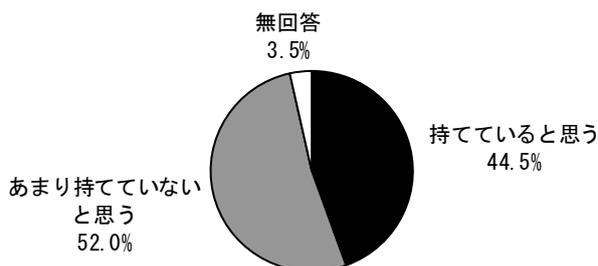
○ 子どもを取り巻く環境で不安や問題だと思うことについては、「交通事故や犯罪への不安」が64.3%で最も高い。また、「ものがあふれすぎている」「テレビなどで情報があふれすぎている」ことへの問題意識も半数以上の方がもっている。【グラフ⑦-2】

○ 分野ごとの評価では、「母子の健康への支援」が出産前、出産後ともに「充実している」との回答が6割以上となっている。一方で、「充実していない」と回答した割合をみると、「仕事と子育てを両立する環境」が44.5%、「子どもが安心して遊べる場所」が59.1%となっており、多数の方が課題であると認識している。「子どもを犯罪や交通事故から守る取組」についても「充実していない」が「充実している」を上回っている。【グラフ⑦-3】

■【グラフ⑦-1】日頃、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持っていると思いますか。

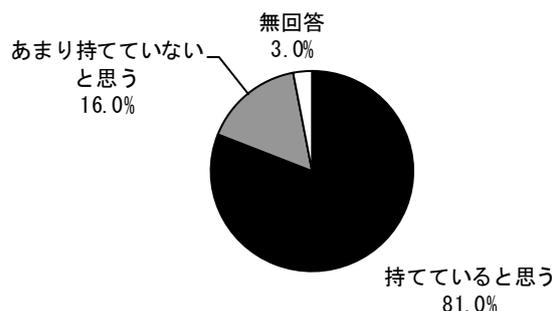
<平日>

(SA) N=656



<休日>

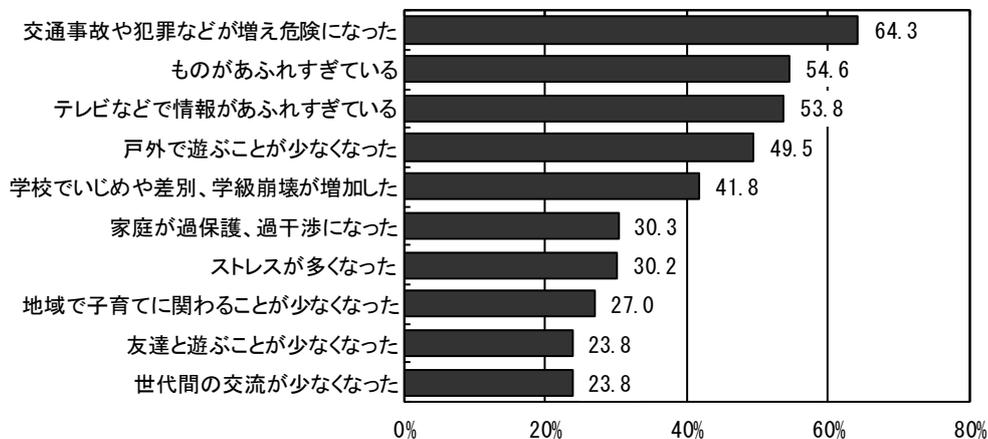
(SA) N=656



■【グラフ⑦-2】最近の子どもを取り巻く環境について、不安や問題だと思うことがありますか。

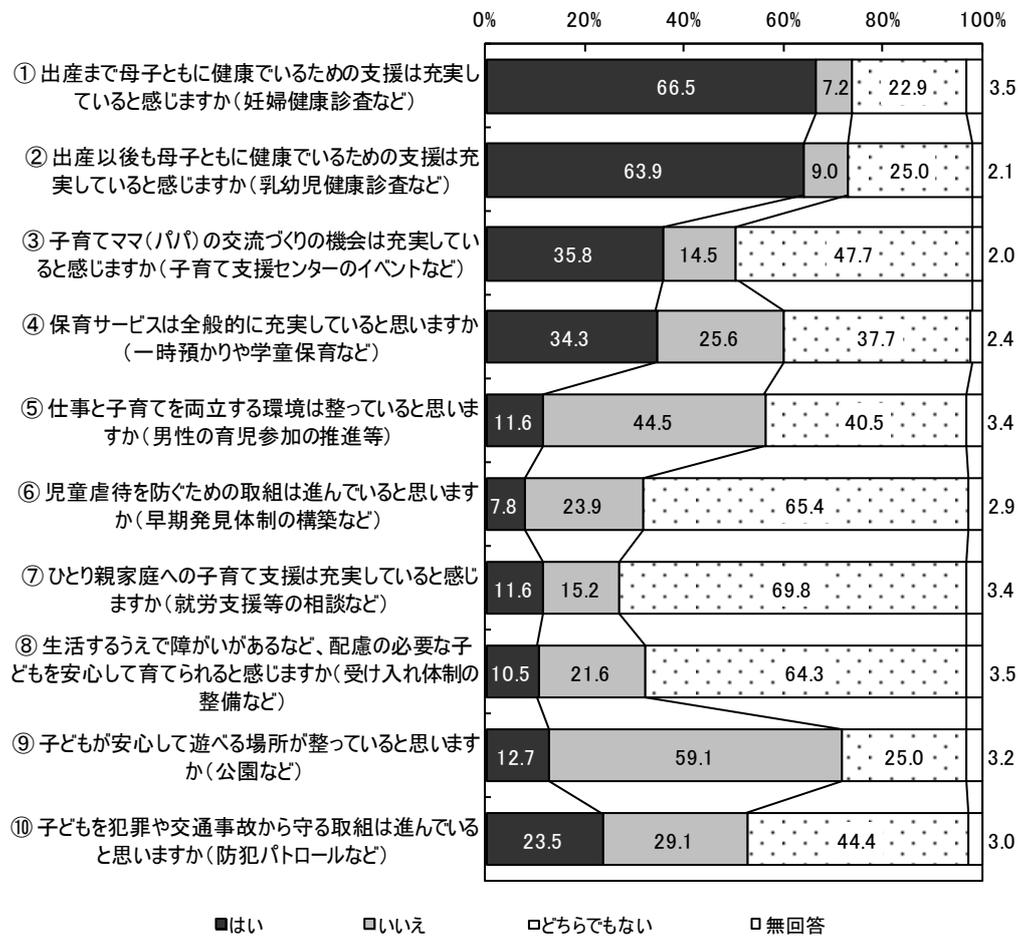
(上位10項目を抜粋)

(MA) N=656



■【グラフ⑦-3】大田市における以下のような分野についてどのように感じていますか。

(SA) N=656



2) 小学生児童保護者調査

① 子どもの放課後の過ごし方について

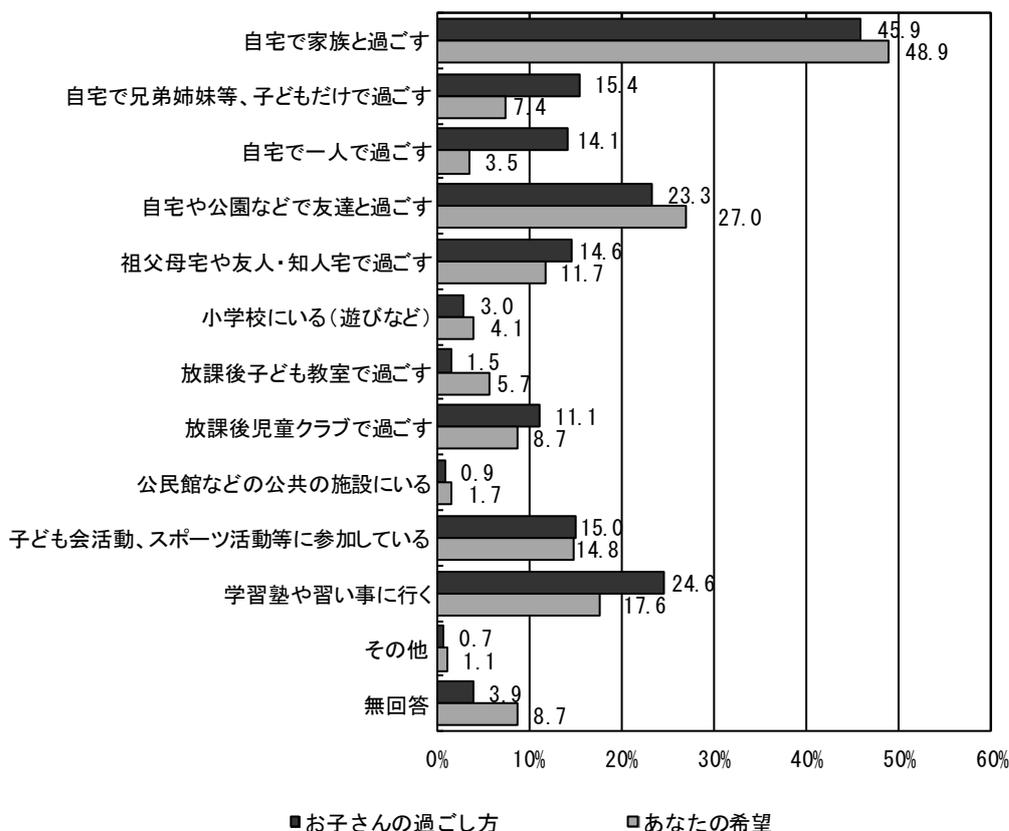
- 平日の放課後の主な過ごし方として、11.1%が「放課後児童クラブ」と回答している。

【グラフ①-1】

- お子さんが「自宅で兄弟姉妹等子どもだけで過ごしている」割合や「自宅で一人で過ごす」割合が、保護者の希望より現状では高くなっている。保護者の希望として、自宅で家族と、また友だちと過ごしてほしい傾向がみられる。【グラフ①-1】
- 放課後児童クラブについては、利用者の満足度は「たいへん満足」「やや満足」を合わせて85.3%となっており、やや不満は5.9%となっている。【グラフ①-2】
- 長期休暇中（夏休みなど）に、概ね8時台から18時台の終日利用を希望する方も多く、放課後児童クラブに限らず、子どもの居場所づくりが求められているといえる。【グラフ①-3】

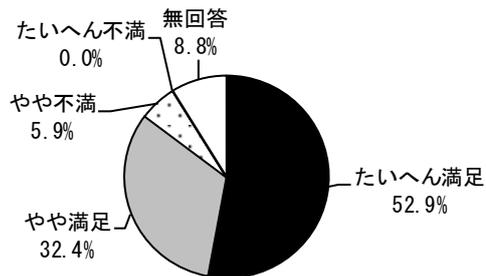
■【グラフ①-1】お子さんは平日の放課後を、主にどのように過ごしていますか。また、あなたはお子さんにどのように過ごしてほしいですか。

(MA) N=460



■【グラフ①-2】放課後児童クラブについて、どのように感じていますか。

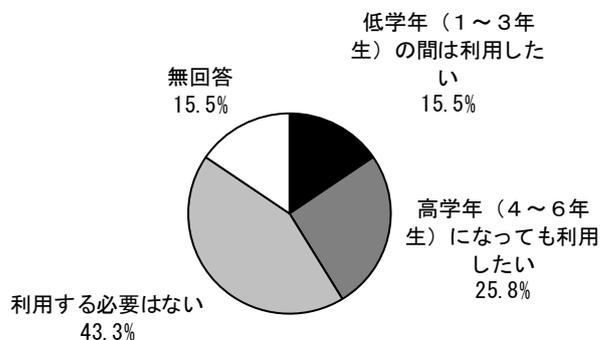
(SA) N=34



■【グラフ①-3】利用料がかかっても、夏休み・冬休み等の長期休暇中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか。

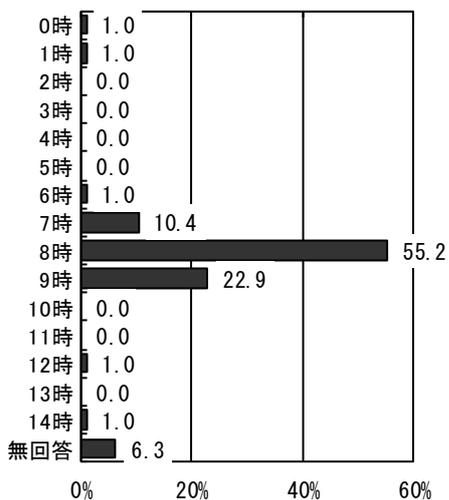
<利用希望>

(SA) N=233



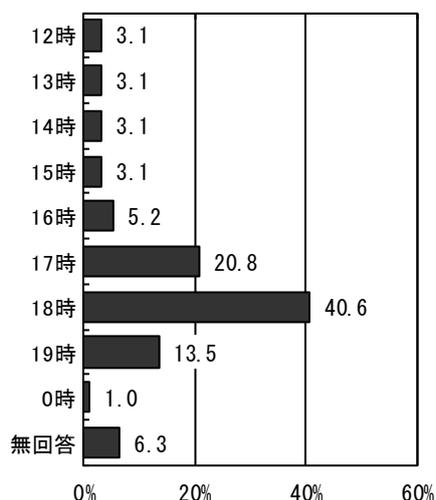
<利用したい時間帯・開始時間>

(数量) N=96



<利用したい時間帯・終了時間>

(数量) N=96



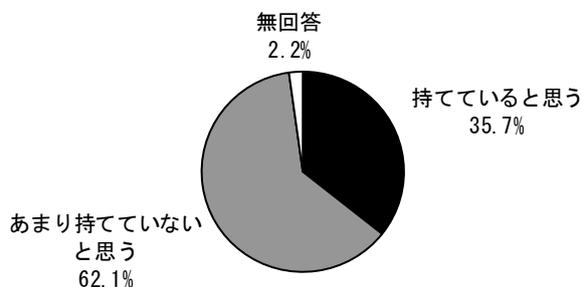
② 子育て全般について

- 平日に子どもとゆったりと過ごす時間を持てているかについては、「あまり持てていないと思う」が62.1%となっており、就学前児童保護者の52.0%より高くなっている。【グラフ②-1】
- 子どもを取り巻く環境で不安や問題だと思うことについては、「戸外で遊ぶことが少なくなった」が57.2%であり、就学前児童保護者の49.5%より高く、小学生保護者において問題意識がより強まっている。また、「テレビなどで情報があふれすぎている」「ものがあふれすぎている」ことにも、就学前児童保護者と同様、半数以上の方が問題だと考えている。【グラフ②-2】
- ファミリー・サポート・センターについては、52.8%が「知っている」と回答している。協力してみたいかでは、「今後協力してみたい」が10.7%、「わからない」が56.0%となっている。【グラフ②-3】
- 分野ごとの評価では、「充実していない」との回答割合が「仕事と子育てを両立する環境」が47.4%、「子どもが安心して遊べる場所」が67.2%である。両分野とも「充実している」の回答割合を大きく上回っており、就学前児童保護者と同様に課題であると認識されている。【グラフ②-4】

■【グラフ②-1】日頃、ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間を持てていると思いますか。

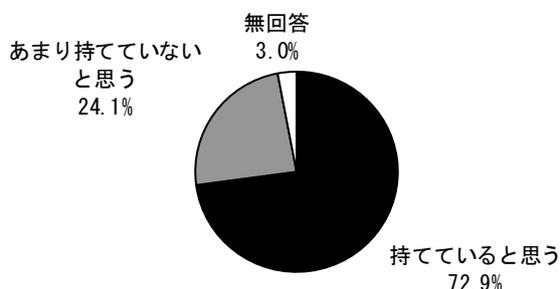
<平日>

(SA) N=460



<休日>

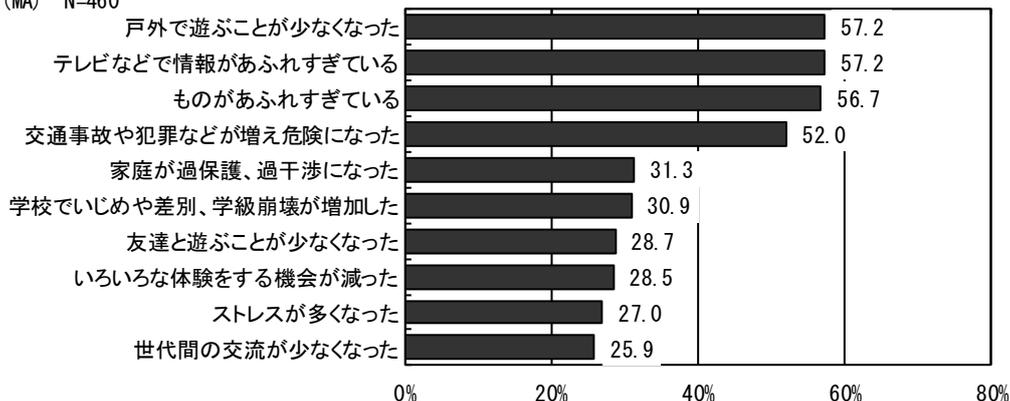
(SA) N=460



■【グラフ②-2】最近の子どもを取り巻く環境について、不安や問題だと思うことがありますか。

(上位10項目を抜粋)

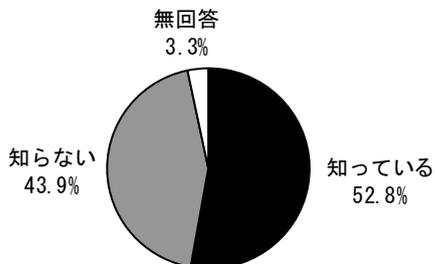
(MA) N=460



■【グラフ②-3】大田市には、地域で子育てを協力しておこなう拠点施設として「ファミリー・サポート・センター」がありますが、「ファミリー・サポート・センター」をご存知でしたか。また、あなたは利用してみたい・協力してみたいと思いますか。

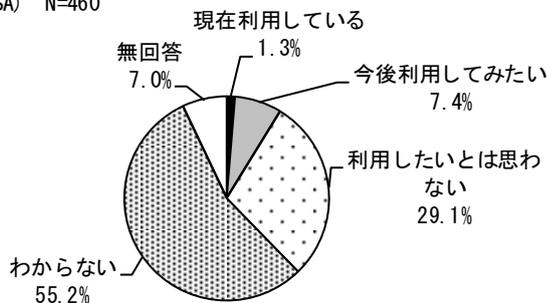
<知っていますか>

(SA) N=460



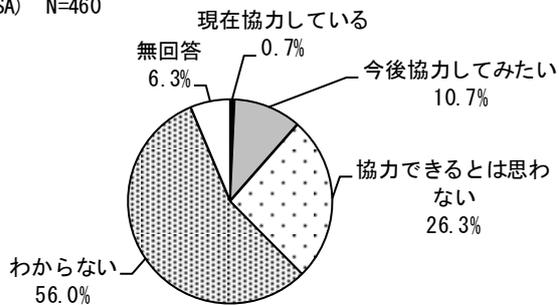
<利用してみたいですか>

(SA) N=460



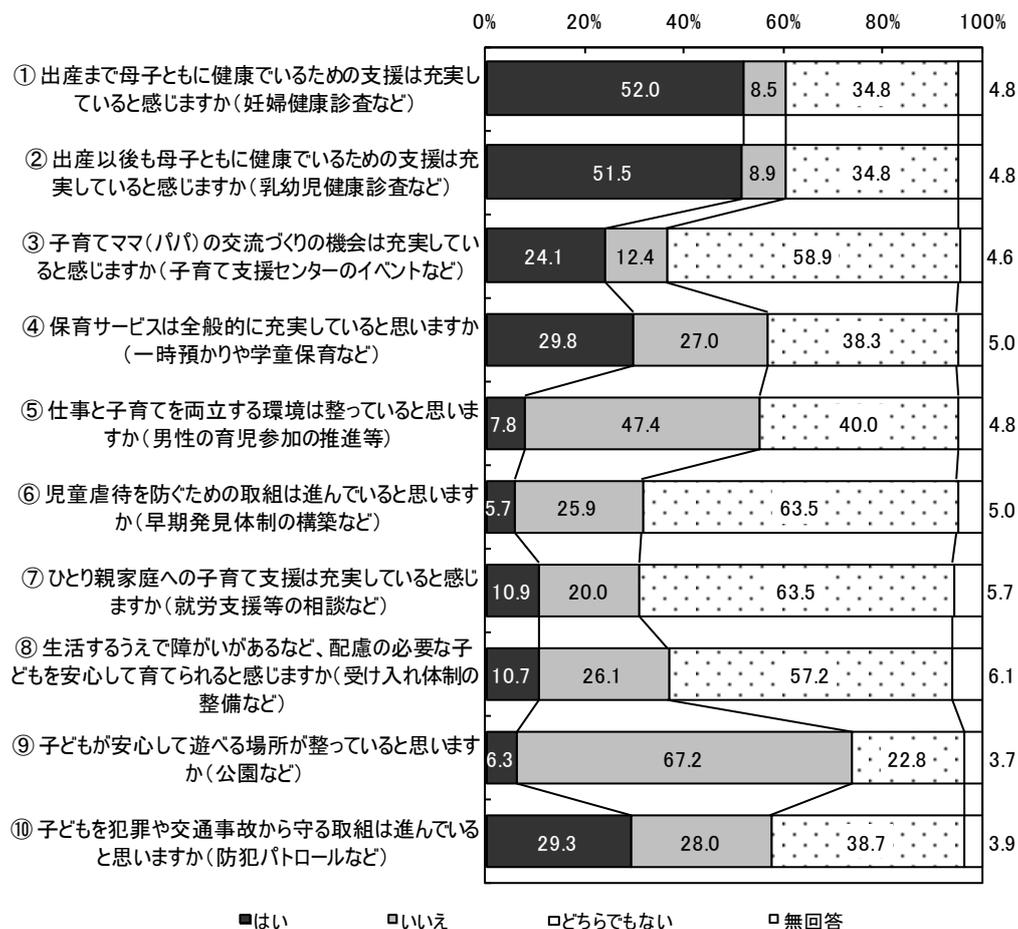
<協力してみたいですか>

(SA) N=460



■【グラフ②-4】大田市における以下のような分野についてどのように感じていますか。

(SA) N=460



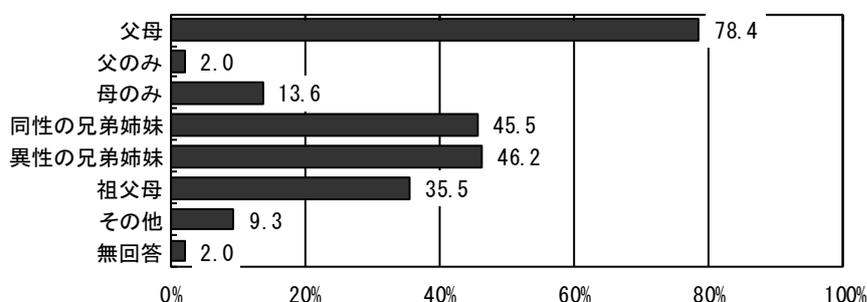
3) 中学生調査

① 子どもの暮らしの状況

- 子どもからみて、祖父母同居が35.5%となっている。【グラフ①-1】
- 「今後も大田市で暮らしたい」「一度出ることがあっても大田市に戻り暮らしたい」の合計が35.2%、「島根県内で暮らしたい」「一度出ることがあっても島根県内に戻り暮らしたい」も合わせると73.4%となっている。「大田市内、島根県内で今後暮らしたいとは思わない」は15.3%にとどまっている。【グラフ①-2】
- 主に「ひとりで」食事をする人が朝食で23.3%、夕食で4.7%となっている。【グラフ①-3】

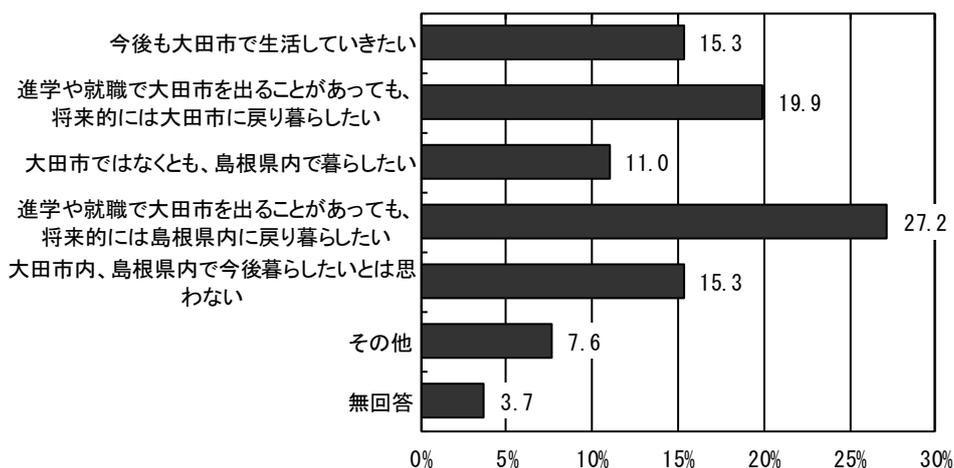
■【グラフ①-1】現在、あなたが一緒に暮らしている人は誰ですか。

(MA) N=301



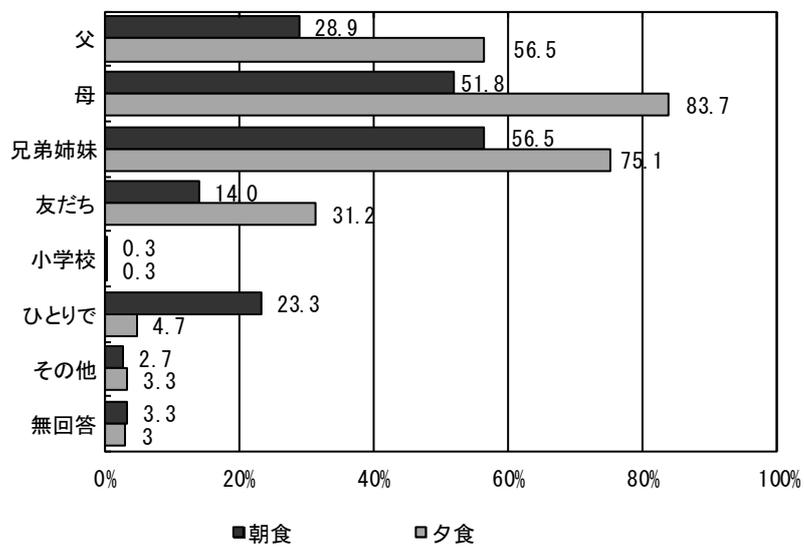
■【グラフ①-2】あなたは大田市で今後も暮らしたいと思いますか。

(SA) N=301



■【グラフ①-3】主に家族のだれと食事をすることが多いですか。

(MA) N=301



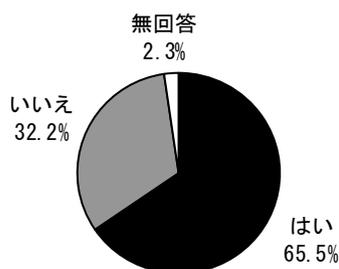
② 学校や学校以外の活動について

○ 過去1年間に地域活動へ参加したかどうかについて、65.5%が「参加した」と回答している。【グラフ②-1】

○ 活動内容としては、「地域の祭り・イベント」が83.8%、「清掃・自然保護活動」が26.4%となっている。【グラフ②-2】

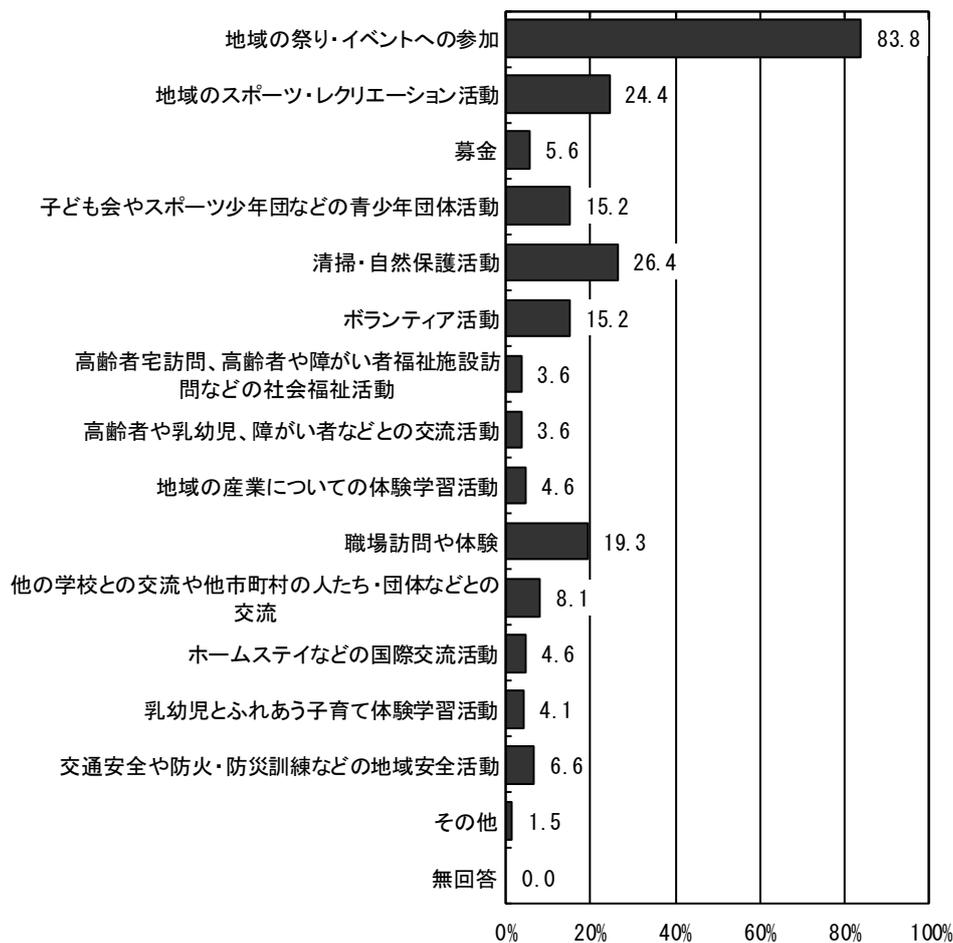
■【グラフ②-1】あなたは、過去1年間に地域活動へ参加しましたか。

(SA) N=301



■【グラフ②-2】それはどんな活動ですか。

(MA) N=197

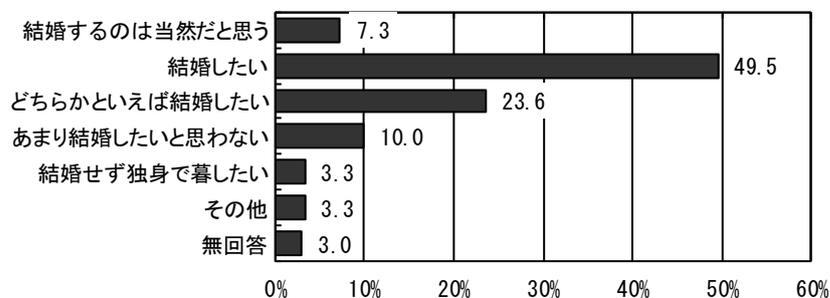


③ 結婚や子どもを持つことについて

- 結婚への考えとして、「結婚する、結婚したい」の合計が80.4%となっている。一方で、「結婚したいと思わない」も13.3%となっている。【グラフ③-1】
- 子どもを欲しいと回答している人が75.4%で、欲しい子どもの数は平均して2.37人となっている。【グラフ③-2】
- 小さな子どもとふれあう機会については、「親戚の子どもと遊んだり、世話をしている」が37.2%、「学校の授業や行事で」が23.6%となっている。「ふれあう機会がない」も32.2%と約3人に1人が回答しており、次世代の親を育む観点からは課題であると考えられる。【グラフ③-3】

■【グラフ③-1】あなたは結婚についてどのような考えをもっていますか。

(SA) N=301

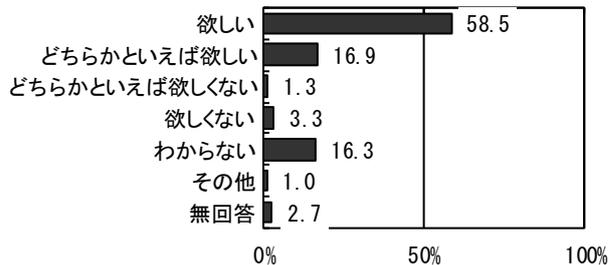


■【グラフ③-2】あなたは自分の子どもを欲しいと思いますか。また、自分の子どもを何人欲しいですか。

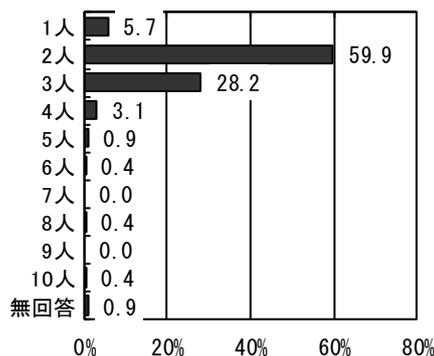
<欲しいと思いますか>

<欲しい子どもの数>

(SA) N=301

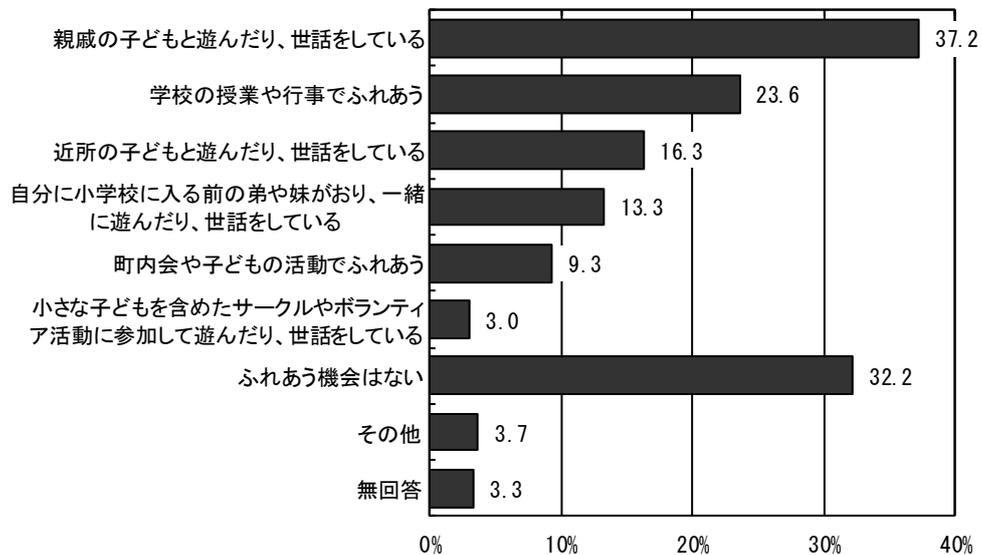


(数量) N=227



■【グラフ③-3】あなたは、小さな子ども(小学校に入る前の乳幼児)とふれあう機会がありますか。

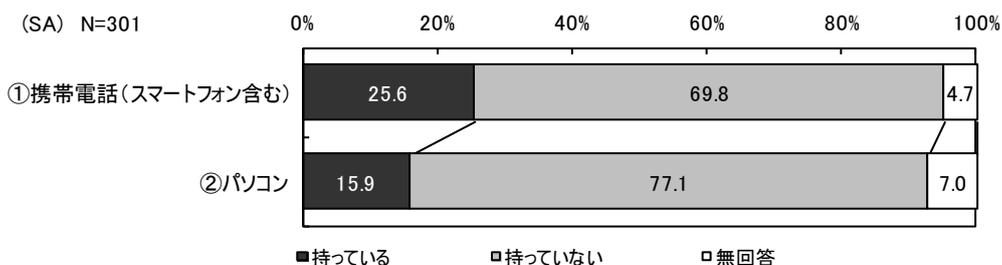
(MA) N=301



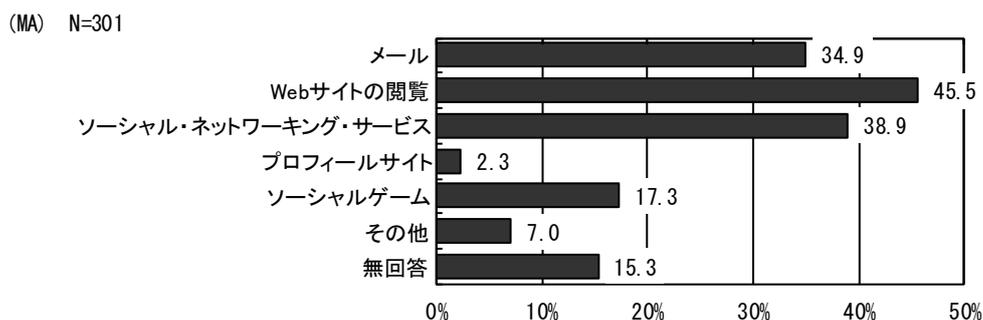
④ ICT の利用について

- 携帯電話の所有率は25.6%となっている。【グラフ④-1】
- 利用しているネットサービスでは、「Webサイトの閲覧」が45.5%である。また「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（Facebookやtwitterなど）」が38.9%となっており、交流のツールとしても情報機器が利用されている。【グラフ④-2】

■【グラフ④-1】あなたは自分専用の携帯電話(スマートフォン含む)やパソコンをもちますか。



■【グラフ④-2】あなたが利用しているインターネットサービスはなんですか。

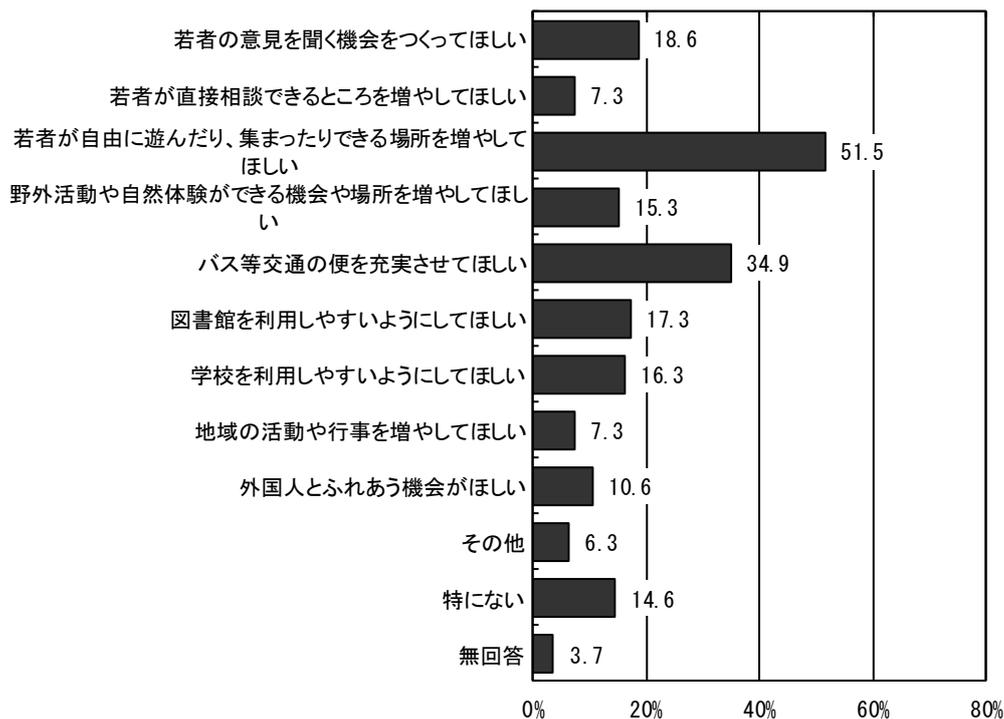


⑤ 大田市に望むこと

○ 大田市に望むことでは、「若者が自由に遊んだり、集まったりできる場所」が51.5%で最も高く、気軽に集える居場所を多数の中学生が求めている。また「交通の便の充実」が34.9%となっており、約3人に1人が回答している。【グラフ⑤-1】

■【グラフ⑤-1】あなたは大田市に対してどのようなことを望みますか

(MA) N=301



2 大田市子ども・子育て支援推進会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として、大田市子ども・子育て支援推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (2) 幼稚園、保育所等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 家庭的保育事業等の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の推進に関し必要な事項及び実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関して十分な知識又は経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 推進会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

3 大田市子ども・子育て支援推進会議委員名簿

区分	所属機関	委員役職	委員名	備考
学識経験者	島根県立大学短期大学部 保育学科	准教授	小山 優子	
保育所関係者	大田市保育研究会	波根保育園長	真田 瑞穂	平成 26 年 3 月まで
		川合保育園長	岩谷 千鶴	平成 26 年 4 月より
		みどり保育園長	岩倉 善光	
幼稚園関係者	大田市幼稚園教育研究会	大田幼稚園長	大羽真理子	
学校教育関係者	大田市校長会	静間小学校長	常松 育夫	
	放課後児童クラブ	久手わくわく児童 クラブ指導員	森脇 敬二	
子育て支援団体	大田市子育て支援団体 連絡会	副会長	生越 雅子	
	NPO おおだこどもセンター	副理事長	田中はるみ	
労働者代表	連合島根西部地域協議会 大田地区会議	議長	柿田 賢次	平成 26 年 3 月まで
		議長	山中 一平	平成 26 年 4 月より
企業関係者	島根大田青年会議所	理事長	杉谷 孝雄	
子育て当事者	大田市立保育園保護者会 連合会	川合保育園 保護者会副会長	周藤 憲寛	
	大田市公立幼稚園 PTA 連合会	理事	幸増 和雄	
	大田市 PTA 連合会	会長	小川 和也	平成 26 年 3 月まで
		理事	山崎 耕二	平成 26 年 4 月より
その他	大田市民生児童委員協議会	主任児童委員	山根 澄子	
	大田市社会福祉協議会	地域福祉課長	藤間 誠	

4 計画の策定過程

年月日	項目	内容
H25/12/20	平成 25 年度 第 1 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・会議の運営について (会長の選任、会長代理の指名他) ・「子ども・子育て関連 3 法」について ・アンケート調査について
H26/1/30 ～H26/2/18	大田市子ども・子育てに関する 市民アンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童保護者調査 ・小学生児童保護者調査 ・中学生調査
H26/3/25	平成 25 年度 第 2 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果について
H26/6/19	平成 26 年度 第 1 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援に関する現状と課題について ・計画骨子について
H26/8/6	平成 26 年度 第 2 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・目標事業量と提供体制（確保方策）について ①特定教育・保育施設 ②地域子ども・子育て支援事業
H26/11/25	平成 26 年度 第 3 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画素案について
H27/1/8	平成 26 年度 第 4 回子ども・子育て支援推進会議	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案について
H27/2/27 ～H27/3/13	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・計画案の周知、意見募集

人権尊重都市宣言

石見銀山遺跡を世界遺産に登録したユネスコは、その目的を「あらゆる差別なく、人権及び基本的自由を尊重する営みを通じて、平和及び安全に貢献すること」としている。

今年 2008 年は世界人権宣言 60 周年という記念すべき年である。この宣言は国際人権規約、人種差別撤廃条約、女性差別撤廃条約等々と、さらに日本国憲法と軌を一にするものである。

国際社会では今もなお、様々な差別や人権侵害が存在し、民族、人種、さらには宗教による紛争が絶えない。

国内においても、国際化、少子高齢化、情報化等の急激な社会変動の中で、拡大する格差・貧困、家庭の崩壊、人心の荒廃など、人権軽視の風潮に歯止めがかからぬ憂慮すべき状況にある。

よって、大田市は石見銀山遺跡の世界遺産登録を新たな出発点として、ユネスコの精神に基づき、人権尊重・差別撤廃の営みを積み重ね、温もりのあるまちづくりを目指して、市民挙げて取り組むことを決意し、ここに「人権尊重都市」を宣言する。

平成 20 年 9 月 12 日

大田市

大田市子ども・子育て支援事業計画

(平成27～31年度計画)

発行年月：平成27年3月

発行・編集：大田市健康福祉部子育て支援課

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口1111番地

TEL：0854-83-8149

FAX：0854-82-9730